

県民・事業者の皆様へ

～緊急事態宣言対象区域からの解除にあたって～

本日5月21日、兵庫県は、緊急事態宣言対象区域（特定警戒都道府県）から解除されました。4月7日に指定されて以来の新型コロナウイルス感染症対策による発症患者数の減少によるものです。県民、事業者、特に医療関係の皆様のご協力とご尽力に心から感謝します。

この解除に伴い、感染拡大防止を基本としつつ社会経済活動にも配慮するため、5月23日から一部の施設を除き、休業要請を解除します。

緊急事態宣言は解除されましたが、今後とも、感染拡大の第2波にも備えていかなければなりません。

県民、事業者の皆様には、引き続き、感染防止にご協力をお願いします。

1 県民の皆様へ

- 不要不急の外出を控えてください。
- 不要不急の旅行や帰省等、特定警戒都道府県や府県をまたぐ移動を控えてください。
- 夜の繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケなどの利用を自粛してください。
- 「3つの密」の懸念のある集会・イベントへの参加を避けてください。

2 事業者の皆様へ

- ナイトクラブ、カラオケ、ライブハウス、スポーツジムなどこれまで**全国でクラスターが発生した施設等**については、引き続き**休業にご協力**をお願いします。
- **営業施設**にあつては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、**適切な感染防止対策**を行ってください。
- **全国的かつ大規模なイベント**は、引き続き**中止又は延期**をお願いします。
- 在宅勤務（テレワーク）やTV会議、職場でのローテーション勤務、時差出勤など**人との接触を減らす取組**をお願いします。

3 第2波への備え

「3つの密」（密閉、密集、密接）を避ける、「3つの自粛」（外出自粛、営業自粛、通勤自粛）を行う**新しい生活スタイル**にご協力ください。

新型コロナウイルスの感染拡大防止を基本としつつ、社会経済活動の本格的な再開への新たなステージに向けて、県民、事業者の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

令和2年5月21日

兵庫県知事 井戸 敏三

兵庫県の社会活動制限の見直しについて

区分	5月14日	5月21日
外出自粛	<ul style="list-style-type: none"> ○「最低7割、極力8割程度」の接触機会の低減を目指して、外出自粛を要請 ○不要不急の府県域を越えた移動の自粛を要請 ○繁華街の接待を伴う飲食店等の利用の自粛を要請 ○「3密」を徹底的に避ける 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大防止のため、不要不急の外出の自粛を要請 ○不要不急の帰省や旅行等、特定警戒都道府県や府県をまたぐ移動の自粛を要請 ○夜の繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケなどの利用の自粛を要請 ○「3密」（密閉、密集、密接）の懸念のある集会・イベントへの参加自粛を要請
催物	開催の自粛を要請	<ul style="list-style-type: none"> ○全国的かつ大規模な催物は、中止又は延期を要請 ○催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請 ＜開催の目安＞ ・屋内：100人以下、かつ定員の半分以上の参加人数 ・屋外：200人以下、かつ人との距離を十分に確保
施設の使用制限等	<p>■休業要請等</p> <p>次の①～⑤以外は解除</p> <p>① クラスター発生施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、カオホックス、ライブハウス ・スポーツジム、スポーツクラブなどの運動施設 <p>② ①の類似施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダンスホール、ダーツバー、パブ、性風俗店 ・体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場 <p>③ 遊興施設（1,000㎡超）</p> <p>④ 集会・展示施設（集会場・公会堂・展示場・多目的ホール・文化会館）</p> <p>⑤ 運動・遊技施設（1,000㎡超）</p>	<p>■休業要請等</p> <p>次の①～②以外は解除</p> <p>① クラスター発生施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、カオホックス、ライブハウス ・スポーツジム <p>② ①の類似施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダンスホール、ダーツバー、パブ、性風俗店
	<p>＜主な緩和対象施設＞</p> <p>① 遊興施設（1,000㎡以下）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、場外馬（車・舟）券売場 等 <p>② 劇場等（全て）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・劇場、観覧場、映画館、演芸場 等 <p>③ 集会・展示施設（緩和しない）</p> <p>④ 運動・遊技施設（1,000㎡以下）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラスター発生施設を除く屋外水泳場 等 ・マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター等の遊技施設 <p>⑤ 大学・学習塾等（全て）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学、専修学校、各種学校、自動車教習所、学習塾 等 <p>⑥ 博物館等（県立施設を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館、美術館、図書館 等 <p>⑦ ホテル又は旅館（全て）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホテル・旅館（集会の用に供する部分） <p>⑧ 商業施設（全て）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活必需物資の小売り関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 <p>⑨ 飲食店等の営業時間制限の2時間繰り下げ（午後8時（酒類提供午後7時） → 午後10時（酒類提供午後9時））</p> <p>【西播磨・但馬・丹波地域】</p> <p>* 「遊興施設」及び「運動・遊技施設」について、面積にかかわらず解除</p>	<p>＜主な緩和対象施設＞</p> <p>※業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、適切な感染防止対策を実施</p> <p>① クラスター発生施設の類似施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場 ・スポーツクラブ（スポーツジムを除く）などの屋内運動施設 <p>② 遊興施設</p> <p>1,000㎡超を解除（西播磨・但馬・丹波は解除済）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、場外馬（車・舟）券売場 等 <p>③ 集会・展示施設（全て）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集会場・公会堂・展示場・多目的ホール・文化会館 <p>④ 運動・遊技施設</p> <p>1,000㎡超を解除（西播磨・但馬・丹波は解除済）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外水泳場 ・マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等 <p>⑤ 飲食店等の営業時間制限を解除</p>
主な感染防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○3密（密閉、密集、密接）の回避 <ul style="list-style-type: none"> ・人と人との接触を避け、対人距離（2m目安）を確保 ・必要に応じ入場制限等を実施 ・四方を空けた席配置又は使用する座席を1/2以下 ・施設の換気 等 ○症状のある方の入場制限 <ul style="list-style-type: none"> ・入場時の体温チェックの実施 ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけ ・万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○消毒等 <ul style="list-style-type: none"> ・入口及び施設内の手指の消毒設備（石けん、消毒用アルコールなど）の設置 ・人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等で遮断 等 ○トイレ <ul style="list-style-type: none"> ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示 ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止 等 ○休憩スペース <ul style="list-style-type: none"> ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない ・屋内の喫煙ルームの原則使用禁止 等
通勤	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅勤務（テレワーク）やテレビ会議の推進により、原則として通勤者の7割削減 ○職場での「3密」の回避 	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅勤務（テレワーク）やテレビ会議、職場でのローテーション勤務等の推進 ○職場での「3密」の回避

令和2年5月21日

兵庫県内の事業者の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請の見直し等

本日、兵庫県に対する緊急事態宣言対象区域（特定警戒都道府県）の指定が解除されました。これまでの皆様のご協力に感謝申し上げます。

緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き、感染防止対策を行う必要があることから、全国でクラスターが発生した下記の施設の皆様には休業についてご協力をお願いします。

休業を要請していました一部の遊興施設、運動・遊技施設、集会展示施設、営業時間の制限を要請しておりました食事提供施設については、5月23日0時から要請を解除します。これまでのご協力に感謝します。

再開される施設や、既に営業中の施設の皆様におかれては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づき、「3つの密」（密閉、密集、密接）の回避、感染防止対策の徹底をお願いします。

引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止へのご理解、ご協力をお願いします。

記

1 区域

兵庫県内全域

2 期間

令和2年5月31日（日）まで

3 休業要請を行う施設

区分	施設
クラスター発生施設及び類似施設	キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、カラオケボックス、ライブハウス、ダンスホール、ダーツバー、パブ、性風俗店、スポーツジム

5月23日以降の新型コロナウイルス感染防止措置

1 区域 兵庫県内

2 期間 令和2年5月31日(日)まで

※感染状況及び医療提供体制等を踏まえ、措置を見直し

3 実施内容

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の対応を実施

(1)外出自粛の要請

- ・感染拡大防止のため、不要不急の外出の自粛を要請
- ・不要不急の旅行や帰省等、特定警戒都道府県や府県をまたぐ移動の自粛を要請
- ・夜の繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケなどの利用の自粛を要請
- ・「3密」(密閉、密集、密接)の懸念のある集会・イベントへの参加自粛を要請

(2)催物の開催自粛の要請

- ・全国的かつ大規模な催物は、中止又は延期を要請
- ・催物開催(適切な感染防止対策の実施)

<催物開催の目安>

屋内:100人以下、かつ定員の半分以下の参加人数

屋外:200人以下、かつ人との距離を十分に確保

(3)施設の使用制限等の協力要請

次の全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設の施設管理者に対し、施設の使用制限等の協力を要請

<休業要請を行う施設>

施設の種類	内 訳
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、パブ、ダンスホール、カラオケボックス、ライブハウス、性風俗店
運動施設	スポーツジム

(4)要請を行わない施設

- ・要請を行わない営業施設については、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等にもとづき、徹底した感染防止対策を依頼

(5)出勤等

- ・在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議、職場でのローテーション勤務等の推進
- ・職場での「3密」の回避

〔参考1〕

「新しい生活様式」の実践例（第13回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（令和2年5月4日開催）
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より抜粋）

（1）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びに行くなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

（2）日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



（3）日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

（4）働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

〔参考2〕

＜業種ごとの感染拡大予防ガイドライン＞

1. はじめに

事業者においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討すること

- 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する
高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタン、トイレの便座、便座のふた、トイレトペーパーのふたや水洗レバーなど)には特に注意する
- 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する
- 参考:新型コロナウイルスの環境や物質表面における生存時間
 - ・エアロゾル(空気中に漂う微粒子)中では3時間以上
 - ・銅の表面では4時間まで
 - ・厚紙(段ボール)の表面では24時間後まで
 - ・ステンレススチール表面では48時間後まで
 - ・プラスチック表面では72時間後まで感染力を維持

2. 各業種に共通する基本的事項

2-1. 人と人との距離等:3密(密閉、密集、密接)の回避

- ・ 人と人との接触を避け、対人距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))を確保すること
また、対人距離が確保できない場合は、入場制限等を実施すること
- ・ 感染防止のための入場者の整理(密にならないように対応)
- ・ マスクの着用(従業員及び入場者に対する周知)
- ・ 施設の換気(2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる)
- ・ キャッシュレスの推進

2-2. 症状のある方の入場制限

- ・ 入場時の体温チェックの実施
- ・ 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけること
また、状況によっては、発熱者を体温計やサーモグラフィーなどで特定し入場を制限することも考えられる
- ・ なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられる

2-3. 消毒等

- ・ 入口及び施設内の手指の消毒設備(石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールなど)の設置
- ・ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する
- ・ 手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る
- ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する
- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最小限にする
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する

2-4. トイレ(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する)

- ・ 便器内は通常の清掃が良い
- ・ 不特定多数が接触する場所(ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレトペーパーのふたや水洗レバーなど)は、清拭消毒を行う
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- ・ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する
- ・ ペーパータオルを設置するか、使い捨ておしぼり等を準備する

2-5. 休憩スペース(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する)

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする
- ・ 休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・ 共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒する
- ・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする
- ・ 屋内の喫煙ルームの原則使用禁止

2-6. ごみの廃棄

- ・ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用する
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

2-7. 清掃・消毒

- ・ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である
手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い

2-8. その他

- ・ 高齢者、持病のある方や妊婦については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する
- ・ 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく

3. 業態による感染拡大を予防するための措置

①食事提供施設(飲食店・喫茶店・居酒屋等)

- ・ 個室や多人数での座敷席等の使用は控えること
- ・ 座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること
- ・ 大皿での取り分けによる食品提供の自粛
- ・ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること
- ・ 客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、いわゆる背景音楽(BGM)や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすること

②百貨店・スーパーマーケット等

- ・ 混雑時の入場制限を実施
- ・ 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)
- ・ 従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- ・ 滞在時間を短くなるよう工夫すること
- ・ 混雑・密集を回避するため、曜日・時間帯による特売やポイントアップの中止
- ・ 家族連れを避け、必要最小限で買い物に行くよう周知すること
- ・ 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

③遊興施設(インターネットカフェ・漫画喫茶等)

- ・ 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ 従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- ・ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること
- ・ 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること
- ・ シャワールーム等の利用時における人と人との接触を避けるための工夫を行うこと

④劇場等(劇場・映画館・演芸場)、貸会議室

- ・ 混雑時の入場制限を実施
- ・ 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・ 劇場等では演者の発声による飛沫感染対策として、前方席の使用を控えるなどにより、演者と客席の距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))を確保すること
- ・ 滞在時間が短くなるよう、公演時間の前後の滞留をなくすよう工夫すること
- ・ 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒が行われること
- ・ 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

⑤遊技施設(パチンコ店)

- ・ 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングでパチンコ台、ボタンやレバー等の消毒が行われること
- ・ 客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、いわゆる背景音楽(BGM)や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすること

⑥遊技施設(マージャン店・ゲームセンター等)

- ・ 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングでゲーム機、マージャン卓・牌の消毒が行われること
- ・ 客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、いわゆる背景音楽(BGM)や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすること
- ・ 施設内での飲食は控えること

⑦運動施設(屋外水泳場)

- ・ 混雑時の入場制限を実施
- ・ 人と人との十分な距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ 更衣室、シャワールーム等の利用時における人と人との接触を避けるための工夫を行うこと
- ・ 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

⑧大学等(大学・各種学校等)

- ・ 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・ 少人数で滞在時間が短くなるよう工夫すること
- ・ 適切な換気が行われるとともに、学生・生徒の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- ・ 学生・生徒同士の大声での会話を行わないよう周知すること
- ・ リスクが高いと考えられる大学における実習(歯学部の実習等)には万全の注意を払うこと

⑨学習塾等(自動車学校)

- ・ 学科では十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・ 適切な換気が行われるとともに、教習生の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- ・ 教習生同士の大声での会話を行わないよう周知すること
- ・ 実技では窓を開けるなど適切な換気が行われるとともに、教習生の入れ替えのタイミングでハンドル等操作機器の消毒が行われること

⑩学習塾等(学習塾・各種教室(スポーツ教室を除く))

- ・ 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・ 少人数で滞在時間が短くなるよう工夫すること
- ・ 適切な換気が行われるとともに、学生・生徒の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- ・ 学生・生徒同士の大声での会話を行わないよう周知すること

⑪博物館等(博物館・美術館・図書室等)

- ・ 混雑時の入場制限を実施
- ・ 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・ 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ 展示配置の工夫や一方通行の設定により、施設内の移動においても人と人との十分な距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- ・ 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

⑫博物館等(動物園・植物園等)

- ・ 混雑時の入場制限を実施
- ・ 水槽や飼育動物等の保護のためのアクリル板やガラスなどの清潔の保持
- ・ 観察時や施設内の移動において、人と人との十分な距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ 密閉施設については適切な換気が行われること
- ・ 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること
- ・ 入場口への踏込消毒マットの設置(弱性石鹼、消石灰等)

⑬ホテル又は旅館(集会の用に供する部分)

- ・ 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・ 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること

(飲食で使用する場合)

- ・ 個室や多人数での座敷席等の使用は控えること
- ・ 座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること
- ・ 大皿での取り分けによる食品提供の自粛
- ・ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること
- ・ 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

⑭商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗)

- ・ 店内等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)
- ・ 従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- ・ 滞在時間が短くなるよう工夫すること
- ・ 適切な消毒や換気が行われること
- ・ 混雑・密集を回避するため、曜日・時間帯による特売やポイントアップの中止
- ・ 家族連れを避け、必要最小限で買い物に行くよう周知すること
- ・ 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

⑮商業施設(生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗)

- ・ 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- ・ レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)
- ・ 従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- ・ 客の体に触れる場合は、手洗をよりこまめにする
- ・ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- ・ 混雑・密集を回避するため、曜日・時間帯による特売やポイントアップの中止
- ・ 家族連れを避け、必要最小限で買い物に行くよう周知すること
- ・ 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

⑯商業施設(スーパー銭湯)

- ・ レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)
- ・ 従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- ・ 浴槽等において人と人との十分な距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- ・ 更衣室等の利用時における人と人との接触を避けるための工夫を行うこと

(飲食コーナー)

- ・ 個室や多人数での座敷席等の使用は控えること
- ・ 座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること
- ・ 大皿での取り分けによる食品提供の自粛
- ・ 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること
- ・ 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

新型コロナウイルス感染症に対する今後の医療体制について

1 基本的な考え方

- 新型コロナウイルス感染症陽性者確認数の減少等による緊急事態宣言解除を踏まえ、
 - 入院体制については、他の疾患の医療提供とのバランスも考慮し、特に重症患者の医療に支障が生じないよう配慮しつつ、フェーズに応じた体制の構築
 - 外来・検査体制については、県民の不安解消を図り、第2波に備える体制の強化を基本として取組を推進する。

2 入院医療体制

(1) 基本方針

患者減少の状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症以外の医療提供にも意を用いる必要があることから、病床や医療スタッフの体制を見直すとともに、患者動向等を注視し、体制強化が必要な場合には機動的な対応を行う。

【入院医療体制の状況】

区分	確保病床数等			うち重症		
	病床数等	患者数等	差引	病床数等	患者数等	差引
入院病床	515	43	466	71	12	58
宿泊療養	578	17	560	-	-	-

(2) フェーズに応じた体制の構築

区分	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期
取組の方向性	新型コロナウイルス感染症以外の医療に重点を置きつつ一定の対応	新型コロナウイルス感染症以外の医療から重点をシフトする	新型コロナウイルス感染症対策を強化	
目安 〔新規陽性患者数 (1週間平均)〕	10人未満	10人以上 (再要請基準)	20人以上	30人以上
体制構築の考え方	15人/日の新規患者数発生に対応 ※必要病床数：156.9 (うち重症：33.6) 必要室数：82.5	20人/日の新規患者数発生に対応 ※必要病床数：209.2 (うち重症：44.8) 必要室数：110.2	30人/日の新規患者数発生に対応 ※必要病床数：313.8 (うち重症：67.2) 必要室数：165.0	40人/日の新規患者数の発生に対応 ※必要病床数：418.4 (うち重症：89.6) 必要室数：220.0
病床数 (空床補償対象)	200床程度 うち重症40床程度	300床程度 うち重症50床程度	400床程度 うち重症70床程度	500床以上 うち重症90床以上
宿泊療養室数 〔7月中旬までは 現行室数維持〕	200室程度 (2施設)	200室程度 (2施設)	300室程度 (3施設)	500室程度 (4施設)

3 外来医療体制

(1) 基本方針

県民の不安解消を図るとともに、地域によっては外来対応施設増設の要望もあることから、第2波に備えるため体制強化を図る。

(2) 具体的な方向性

- ① 帰国者・接触者外来(56機関)のさらなる増加

【帰国者・接触者外来の状況】

圏域名	神戸	阪神	東播磨	北播磨	播磨姫路	但馬	丹波	淡路	合計
機関数	8	22	8	3	9	3	2	1	56

- ② 各圏域における外来等受診状況を踏まえ、「地域外来・検査センター」など臨時外来の設置について、関係市町及び医師会等関係団体と協力して対応
(県所管圏域：3カ所+政令・中核市：5カ所=計8カ所程度を想定)

4 検査体制

(1) 基本方針

受診目安の見直しや県民ニーズによる今後の検査数増加等に備え、体制の充実を図る。

(2) 具体的な方向性

- ① 県立健康科学研究所等において新たにPCR機器等を購入し、検査能力を約500件に拡充
- ② 帰国者・接触者外来や宿泊施設における民間検査委託や、医療機関等での検査実施を推進
- ③ 「地域外来・検査センター」等の設置推進(再掲)

【PCR検査体制】

区分	2月	現状	拡充	説明	
衛生研究所等	兵庫県	80	120	200	新たなPCR検査機器の導入 神戸(24→72→142)、姫路(12→24→46) 尼崎(12→24→48)、明石(0→18→60)合計：296→300
	保健所設置市	48	160	300	
	小計	128	280	500	
民間検査機関	帰国者・接触者外来	-	50	100	公費負担継続医療機関(現在56機関中31機関)の増加 推進 県2カ所、神戸市2カ所 地域外来・検査センター 県3カ所、保健所設置市5カ所 20件×8カ所
	宿泊施設	-	30	100	
	地域外来・検査センター	-	-	160	
小計	-	80	360		
医療機関(自施設実施分)	-	44	140	・既存PCR検査機器の積極的活用 ・新たなPCR検査機器購入支援	
合計	128	404	1,000	*2万件(国目標)×5%	

令和2年4月7日
 兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
 (令和2年4月13日改定)
 (令和2年4月17日改定)
 (令和2年4月24日改定)
 (令和2年4月28日改定)
 (令和2年5月4日改定)
 (令和2年5月15日改定)
 (令和2年5月21日改定)
 ※下線は前回からの変更箇所

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発令されたことから、同法の規定及び兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染拡大防止や県民生活・県民経済の安定に向け、同法第24条第9項及び第45条第1項の規定等に基づく緊急事態措置を実施してきた。

令和2年5月21日、本県は緊急事態措置実施区域としては解除されたが、引き続き感染防止対策を行う必要があることから、以下の措置を実施する。

今後の感染状況及び医療提供体制等を踏まえ、措置の見直しを検討する。

I 区域 兵庫県全域

II 期間

・緊急事態措置期間 令和2年4月7日～令和2年5月21日
 ・今後の対処方針実施期間 令和2年5月22日～令和2年5月31日

III 措置

1 医療体制

(1) 入院体制

○現在、新型コロナウイルス感染症病床として、重症対応71床、中軽症対応444床の計515床を確保しており、当面の感染症病床は確保している。緊急事態宣言解除後は、病床や医療スタッフの体制を見直すとともに、新規陽性患者発生状況に応じて、フェーズごとに体制を強化するなど、機動的な対応を行う。

【フェーズに応じた体制】

区分	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期
目安 (新規陽性患者数) (1週間平均)	10人未満	10人以上 (再要請基準)	20人以上	30人以上
病床数 (空床補償対象)	200床程度 うち重症40床程度	300床程度 うち重症50床程度	400床程度 うち重症70床程度	500床以上 うち重症90床以上

- 県立加古川医療センターを県内全域の患者に対応する「新型コロナウイルス感染症拠点病院」に、神戸市立医療センター中央市民病院及び県立尼崎総合医療センターを重症患者等に対応する「新型コロナウイルス感染症重症等特定病院」にそれぞれ位置づけ、重症者対策を推進する。
- 感染症病床に加え、一定の感染症予防策等を講じた入院病床を確保するため、空床補償経費や診療報酬について、さらなる引き上げを国に要請する。県としても、空床補償経費について国制度に加え、独自の上乗せを行うとともに、入院治療を行う医療機関に対し入院患者受入の支援を行う。
あわせて、医療機関において、重症化対策や感染症対策が講じられるよう、人工呼吸器や個人防護服等の整備を支援する。
- がん患者、透析患者、障害児者、妊産婦・小児の患者などは特に配慮する。

(2) 無症状者や軽症者への対応

- 患者の増加に伴い、重症患者の入院医療に支障が生じないように、原則として入院後の無症状者や軽症者は、医師・看護師等医療体制を整備した宿泊施設において療養を行う。
 - ・4/11～ ニチイ学館ポートアイランドセンター宿泊棟(100室)
 - ・4/13～ ホテルリブマックス姫路市役所前(78室)
 - ・4/17～ ホテルヒューイット甲子園西館(200室)(*本館は通常営業中)
 - ・4/30～ ホテルパールシティ神戸(200室)
 - ・その他合わせて計700室超を確保している。
- 今後、患者が増加した場合には、宿泊施設の一層の確保を図る。さらに患者が増加する場合には、感染症対策を徹底の上、自宅待機等での入院調整も検討する。

(3) 外来医療体制の強化

- 帰国者・接触者外来を56機関、設置している。
- 各圏域における外来等受診状況を踏まえ、「地域外来・検査センター」(8ヶ所)など、臨時外来の設置について、関係市町及び医師会等関係団体と協力して対応する。

(4) 検査体制の強化

- 衛生研究所の体制強化や民間委託の推進等により、検査件数の増加を図る。
- 濃厚接触者のうち、高齢者及び基礎疾患を有するなど重症化するおそれのある方については、きめ細やかな健康観察を行い、症状が現れると速やかに検査を行う。
- 抗原検査については、救急患者の早期診断に活用するなど状況に応じてPCR検査と併用して実施する。
- 抗体検査については、県内の正確な感染状況の把握に資するため、神戸大学とともに研究をすすめる。

【PCR検査体制】

区 分		現 状	拡 充
衛生研究所等	兵庫県	120	200
	保健所設置市	160	300
	小 計	280	500
民間検査機関		80	360
医療機関		44	140
合 計		404	1,000

(5) 医療用マスク・防護服等の確保

- 医療用マスクについては、国や団体、友好省等からの提供や寄贈により、県全体で概ね8月上旬まで確保できているが、特に確保が困難な医療用マスク（N95）を中心に引き続き確保を図る。
- 防護服等については、県全体では概ね6月中旬まで確保できているが、防護服・ガウンを中心として、さらなる確保を図る。

(6) 感染者受入医療機関等への支援

- ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金を県・市町（神戸市を除く）で協働して、（公財）兵庫県健康財団に創設し、医療機関関係者等に対して、幅広い層からの寄附による勤務環境改善等の支援事業を実施
- 神戸市は、こうべ医療者応援ファンドを（公財）こうべ市民福祉振興協会に創設し、同様の事業を実施
- 新型コロナウイルス感染症患者への入院治療を行う医療機関に対し、運営に要する経費を支援（入院患者1人あたり12,000円/日）
- 感染者等への対応業務に従事した県立病院等の職員に対する特殊勤務手当を増額（日額300円→3,000円（感染者等の身体に直接接触する作業等の場合は4,000円））

2 学校等

(1) 公立学校

緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、6月1日から臨時休業を解除し、感染防止対策を整え、教育活動を再開する。

ただし、6月1日から14日の間は分散登校とする。また、分散登校期間における部活動は、平日2日、休日1日、各90分を上限とし、対外試合、合同練習、合宿は行わない。

なお、県立学校においては引き続き、オンライン等を活用した学習支援を行う。

- ① インターネット環境のない児童生徒に通信機能付きタブレットを無償貸与（5月21日現在463台）
- ② 学習支援アプリの導入状況：児童生徒約90,000人のうち、92.2%に導入（うち、全日制普通科・総合学科100%）

また、授業再開に向け、児童生徒の家庭学習・心身のケアなどの状況を確認し、また、児童生徒からの相談に対応できるよう、5月18日以降、登校可能日を設定している。

教職員の出勤については、登校可能日の対応及び学校再開に向けて必要な人数とする。引き続き、夏季休業期間の縮小を含めて、指導計画の再検討を行う。

市町立学校・園（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・幼稚園型認定こども園）の設置者に対して、感染防止対策を整え、6月1日から教育活動を再開、5月31日まで臨時休業するとの県の方針を周知する。なお、5月31日までの臨時休業の取り扱いについては、設置者の判断とする。

県立学校における登校可能日の概要

①確認・相談内容

ア. 児童生徒の健康状態

イ. 家庭学習における課題や学習の進捗状況 など

※授業は行わない。欠席する児童生徒に不利なことがないよう配慮

②日数等（全日制の場合）

区 分	実施内容（1～5学区共通）
日数の上限	週2日を上限
登校方法	分散登校とする
登校時間	通勤時間帯を避けること
在校時間	3時間以内
下校時間	16時までに全ての児童生徒は下校すること
部 活 動	実施しない
感染発生時	当該学校は登校を中止すること
感染防止対策	5月1日付の文部科学省の通知等を踏まえ、別途、県で定めた感染防止対策を徹底すること

※定時制・通信制、特別支援学校においては、上記の基準を踏まえて、学校ごとに判断

(2) 県内大学

○授業の再開

- ・臨時休業の要請を5月16日に解除。授業を再開する際には、感染防止対策の徹底を要請
- ・県立大学は5月7日から全学で本格的に遠隔授業を実施しているが、感染防止対策を徹底した上で、遠隔授業と並行して実験・実習等から順次授業を再開

○学生への支援

- ・アルバイト収入の減少等により修学の継続が困難となっている学生に、国の学生支援緊急給付金（20万円（住民税非課税世帯の学生）又は10万円（左記以外の学生））を支給
- ・国の修学支援新制度における家計急変時の授業料・入学金減免と給付型奨学金支給（急変後の所得見込により住民税非課税世帯・これに準ずる世帯となる学生が対象）
- ・兵庫県私費外国人留学生奨学金（月3万円）の給付等
- ・県立大学においては、上記の支援に加え、独自の授業料等の減免の拡充（入学金等の対象追加）、家計急変時の授業料等減免（急変後の所得見込により判定（4人世帯の場合は約500万円未満が目安）、授業料の納付猶予・分納等を実施

(3) 高専、私立学校（幼小中高・専修学校・各種学校）

- 私立幼小中高・専修学校（高等課程）・高専

設置者に対して、県立学校の方針（感染防止対策を整え、6月1日から教育活動を再開）を周知

なお、5月31日までの臨時休業の取り扱いについては、設置者の判断とする。

- 専修学校（高等課程除く）・各種学校

臨時休業の要請を5月16日に解除。教育活動を再開する際には、感染防止対策の徹底を要請

3 社会教育施設等

県立施設（スポーツジムを除く）については、休館・休業を解除し、感染防止対策を整え、順次、開館

市町立施設等について、県の取組を周知

- 感染防止対策

- ・来館者多数の場合の入場制限
- ・発熱、咳などの症状のある者の入場禁止
- ・発熱チェック
- ・マスク装着の徹底、消毒液の設置
- ・密閉・密集・密接状態の回避（休憩時間・回数増、換気など）
- ・入館者の氏名・連絡先等の把握 等

4 社会福祉施設

(1) 高齢者施設、障害者施設等

- 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設について、感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の継続を要請
- 通所・短期入所サービス利用者については、家庭での対応が可能な場合などは、可能な限り利用の自粛
- 通所・短期入所事業所において必要な場合には、代替サービスである訪問系サービスの利用を要請し、その提供が円滑に行われるよう事業者間の連携強化を要請
- 面会者からの感染を防ぐため、オンライン面会等を活用し、可能な限り直接対面を避けることを要請

(2) 保育所（幼保連携・保育所型認定こども園を含む）・放課後児童クラブ

- 感染防止対策を厳重に徹底した上で、原則として、保育サービス等の事業の継続を要請
- 利用者には、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り利用の自粛
- 保育所においては、電話での育児・健康相談等を実施して在宅での保育の支援を要請

5 県立都市公園等

- 県立都市公園の各施設（スポーツジムを除く）については、感染防止対策等を実施した上で順次開放
- 下記の県立公園等について、感染防止対策等を整えた上で順次開園
 - ・県立公園あわじ花さじき、兵庫楽農生活センター、県立フラワーセンター、県立但馬牧場公園、県立三木山森林公園、各県立ふるさとの森公園、県立六甲山ビジターセンター
- 県管理の河川、ダム、海岸及び港湾について、看板設置により感染防止対策の徹底を要請した上、駐車場を5月23日以降、順次開放

6 外出自粛要請

○感染拡大防止のため、不要不急の外出の自粛を要請

- ・不要不急の帰省や旅行等、特定警戒都道府県や府県をまたぐ移動の自粛
- ・夜の繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケなどの利用の自粛

○「3密」（密閉、密集、密接）の懸念のある集会・イベントへの参加自粛を要請

7 イベントの開催自粛要請等

○全国的大規模な催物は、中止又は延期を要請

○催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請

- <開催の目安>
- ・屋内：100人以下、かつ定員の半分以下の参加人数
 - ・屋外：200人以下、かつ人との距離を十分に確保

8 事業者への休業要請の見直し（令和2年5月23日～）

以下のクラスター発生施設及び類似施設は休業要請を継続、その他の施設は解除

- ・キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、パブ、ダンスホール、カラオケボックス、ライブハウス、性風俗店
- ・スポーツジム

9 事業者への感染防止対策等の要請

○関係団体を通じ企業等に対し接触機会低減の取組を要請

- ・在宅勤務（テレワーク）やテレビ会議、ローテーション勤務、時差出勤等の取組を推進
- ・職場での「3つの密」（密閉、密集、密接）の回避
- ・職場内の換気の励行、発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除

○飲食料品・生活必需物資供給、食堂・レストラン、金融・物流運送など、県民の安定的な生活の確保や社会の安定の維持に必要なサービスについて、来客及び従業員に対する感染防止措置を徹底

○業界団体を通じ、スーパーマーケット等における来店者の密接防止策の取組を要請

○食料の安定供給については、関係者の事業継続を要請

○事業者及び関係団体に対し、業種や施設の種別ごとに感染防止のためのガイドラインの作成等を要請

10 事業活動への支援等

(1) 企業等の事業継続支援

① 中小企業融資制度による対応

- ・融資目標額の引き上げ（3,600億円→1兆円（+6,400億円））
- ・5つの資金による支援

資金区分	限度額	概要
新型コロナウイルス対応無利子資金	3,000万円	当初3年間無利子、保証料軽減
経営活性化資金	5,000万円	審査期間を短縮
借換資金	2億8,000万円	既往債務の返済負担を軽減、利率0.7%
危機対応資金	2億8,000万円	危機関連保証を活用、利率0.7%
新型コロナウイルス対策資金	2億8,000万円	セーフティネット保証を活用、利率0.7%

- ・信用保証における審査期間の短縮など弾力的な運用、積極的な承諾
- ・セーフティネット保証5号対象外業種（ぱちんこ屋等）について保証対象へ追加
- ・日本政策金融公庫等による資金繰り支援及び特別利子補給制度の活用

② 休業要請事業者経営継続支援事業

国の持続化給付金に加え、県・市町協調による経営継続支援金の支給を進める
最大の給付額：中小法人 100 万円、個人事業主 50 万円
(飲食店・宿泊業等については法人 30 万円、個人 15 万円)

③ 持続化給付金の活用

対象：売上が 50%以上減少した事業者、上限額：法人 200 万円、個人事業主 100 万円

④ 雇用調整助成金の活用

- ・ 4 月 1 日から特例措置により拡充
 - ①助成率引上:大企業1/2→2/3、中小2/3→4/5 (解雇等を行わない場合は大企業3/4、中小10/10)
 - ②雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成の対象
- ・ 4 月 10 日以降申請書類の大幅な簡略化(①記載事項を約 5 割削減、②添付書類の削減等)
- ・ 兵庫労働局助成金デスクによる相談

⑤ 中小企業のための特別相談窓口の設置

- ・ ひょうご・神戸経営相談センター、県地域金融室、県信用保証協会、各金融機関

⑥ 金融機関への配慮要請

- ・ 既往債務に係る条件変更等の弾力的な運用等

(2) 生活福祉資金特例貸付の拡充

3 月 25 日から新型コロナウイルス特例貸付として、貸付の対象世帯を、低所得者だけでなく、新型コロナウイルスの影響を受け収入の減少があった世帯に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施

(3) 税制上の特例措置等

- ・ 徴収の猶予制度の特例（収入が概ね20%以上減少した者は、1年間猶予）
- ・ 住宅ローン控除（住民税）の適用要件の弾力化（入居要件の緩和）
- ・ 自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減（1%軽減）の延長（令和2年度末まで）
- ・ 耐震基準不適合既存住宅の耐震改修特例（不動産取得税）の適用要件の弾力化（入居要件の緩和）
- ・ 自動車税種別割・法人関係税等の電子申告・電子納税等を推進

(4) 特別定額給付金の早期支給

- ・ 特別定額給付金の円滑な支給のため、申請の受付・給付事務を行う市町への助言等を実施

11 海外からの帰国者への対応

- 指定された場所（自宅など）での 14 日間の待機
- 保健所等による健康観察への協力
- 咳や発熱等の症状が現れた場合の帰国者・接触者相談センター（健康福祉事務所・保健所）への相談
- 入国制限がなされている国や地域以外の帰国者から住所地所在の保健所への連絡

12 風評被害対策等

- 医療関係者、患者関係者などへのいわれなき風評被害を防止するとともに、憶測やデマなどに惑わされないよう、冷静に対処
- 医療機関、スーパー、金融機関など県民生活に必要な施設等は営業を継続することから、食料、医薬品、生活必需品の買い占め等を行わないよう冷静に対応

13 庁内の対応等

- 職員の感染予防対策
 - ・在宅勤務・時差出勤・フレックス制・特別休暇の活用
 - ・会議・打合せでのマスク着用、人と人との間の十分な距離の確保、換気の徹底等
 - ・テレビ会議システムの活用
 - ・県民への窓口業務等については、職場環境に応じて、密閉、密集、密接とならないような方法により実施
 - ・各職場における感染防止策の徹底
 - ・庁内連携によるコールセンター・健康福祉事務所等の体制強化
- 感染者等への対応業務に従事した職員に対する特殊勤務手当を増額
- 市町職員の在宅勤務の活用等による感染予防対策の要請

県立施設における緩和

※県の「公の施設」から基盤施設(港湾施設、空港、県住等)、病院、社会福祉施設等を除いた88施設

区分	県民局	所管	No.	施設名	現状(5/20現在)		開園予定日		備考
					屋内	屋外	屋内	屋外	
社会 教育 施設	神戸	教委	1	県立美術館	×	○	未定	済	
		知事公室	2	横尾忠則現代美術館	×	-	6/2	-	
			3	原田の森ギャラリー	×	-	6/2	-	
		県民生活	4	神戸生活創造センター	×	-	5/25	-	有料施設6/1
		農政環境	5	楽農生活センター	×	-	5/25	-	レストラン・直売所等については、感染対策防止策等が整い次第順次再開
		農政環境	6	六甲山ビジターセンター	×	○	5/26	済	
		防災	7	人と防災未来センター	×	-	6/2	-	
	阪神南	知事公室	8	芸術文化センター	×	-	6/2	-	
			9	尼崎青少年創造劇場	×	-	6/2	-	
	阪神北	教委	10	人と自然の博物館	×	-	未定	-	
	東播磨	県民生活	11	東播磨生活創造センター	×	-	5/25	-	
		教委	12	図書館	×	-	5/26	-	貸出返却のみ対応
			13	考古博物館	×	-	未定	-	
	北播磨	教委	14	考古博物館加西分館	×	-	未定	-	
		県民生活	15	嬉野台生涯教育センター	×	○	5/25	済	宿泊施設、キャンプ場は引き続き休業
	中播磨	教委	16	歴史博物館	×	-	未定	-	
		県民生活	17	いえしま自然体験センター	×	○	5/25	済	
			18	こどもの館	×	○	6/1	済	
	西播磨	県民生活	19	西播磨文化会館	○	○	済	済	
		農政環境	20	ひょうご環境体験館	○	-	済	-	
		企画県民	21	西播磨天文台	○	-	済	-	5/19より天文台の公開を再開
	但馬	県民生活	22	但馬文教府	×	-	6/1	-	
		教委	23	コウノトリの郷公園	○	○	済	済	屋内施設は豊岡市立コウノトリ文化館
			24	兎和野高原野外教育センター	×	×	6/1	6/1	
			25	但馬やまびこの郷	×	×	6/1	6/1	
			26	南但馬自然学校	×	×	6/1	6/1	
	福祉	27	但馬長寿の郷	○	-	済	-	5/18から開業	
	丹波	県民生活	28	丹波の森公苑	○	○	済	済	
		知事公室	29	陶芸美術館	×	-	5/26	-	
	淡路	県民生活	30	淡路文化会館	×	○	5/25	済	
体育 施設	神戸	教委	31	文化体育館	×	-	未定	-	
		福祉	32	障害者スポーツ交流館	×	-	未定	-	医療機関内施設のため、入院患者等への影響に配慮し、開館時期を検討
	阪神南	教委	33	総合体育館	×	-	未定	-	
			34	海洋体育館	-	○	-	済	
	阪神北	教委	35	奥猪名健康の郷	×	○	未定	済	
	東播磨	教委	36	神戸西テニスコート	-	○	-	済	
			37	弓道場	×	-	未定	-	
	北播磨	企業庁	38	青野運動公苑	-	○	-	済	ホテルは6/1から再開
	中播磨	教委	39	武道館	×	-	5/26	-	
	西播磨	福祉	40	ふれあいスポーツ交流館	×	×	未定	未定	医療機関内施設のため、入院患者等への影響に配慮し、開館時期を検討
	但馬	教委	41	円山川公苑	×	×	6/1	6/1	
		産業労働	42	但馬ドーム	×	○	5/22	済	トレーニング室は閉鎖

県立施設における緩和

※県の「公の施設」から基盤施設(港湾施設、空港、県住等)、病院、社会福祉施設等を除いた88施設

区分	県民局	所管	No.	施設名	現状(5/20現在)		開園予定日		備考
					屋内	屋外	屋内	屋外	
各種の学校	神戸	健康福祉	43	総合衛生学院	×	-	6/1	-	5/25から分散登校を実施
		産業労働	44	神戸高等技術専門学院	×	-	6/1	-	〃
		産業労働	45	障害者高等技術専門学院	×	-	6/1	-	〃
		県民生活	46	神出学園	×	-	6/1	-	〃
	阪神北	産業労働	47	兵庫障害者職業能力開発校	×	-	6/1	-	〃
	北播磨	農政環境	48	農業大学校	×	-	6/1	-	〃
	中播磨	産業労働	49	ものづくり大学校	×	-	6/1	-	〃
	西播磨	農政環境	50	森林大学校	×	-	6/1	-	〃
		県民生活	51	山の学校	×	-	6/1	-	〃
	但馬	産業労働	52	但馬技術大学校	×	-	6/1	-	〃
淡路	まちづくり	53	淡路景観園芸学校	×	-	6/1	-		
貸館機能	神戸	知事公室	54	県民会館	×	-	6/1	-	
		県民生活	55	ひょうご女性交流館	×	-	5/23	-	
		福祉	56	のじぎく会館	×	-	5/25	-	
		産業労働	57	中央労働センター	×	-	5/25	-	
	中播磨	産業労働	58	姫路労働会館	×	-	5/25	-	
西播磨	政策創生	59	先端科学技術支援センター	○	-	済	-		
公園施設	神戸	まちづくり	60	舞子公園	×	○	5/23	済	
	阪神南	まちづくり	61	尼崎の森中央緑地	×	○	5/23	済	
			62	尼崎スポーツの森	×	○	5/23	済	屋内の内スポーツジムは閉鎖継続
			63	甲山森林公園	×	○	5/23	済	
	阪神北	まちづくり	64	有馬富士公園	×	○	5/23	済	
			65	西猪名公園	×	○	5/23	済	
			66	一庫公園	×	○	5/23	済	
		農政環境	67	宝塚西谷の森公園	-	○	-	済	
	東播磨	まちづくり	68	明石公園	×	○	5/23	済	
	北播磨	まちづくり	69	三木総合防災公園	×	○	5/23	済	
			70	播磨中央公園	×	○	5/23	済	
		農政環境	71	フラワーセンター	×	○	5/25	済	
			72	三木山森林公園	×	○	5/25	済	
			73	やしらの森公園	-	○	-	済	
	74	なか・やちよの森公園	-	○	-	済			
	中播磨	農政環境	75	ゆめさきの森	-	○	-	済	
	西播磨	まちづくり	76	赤穂海浜公園	○	○	済	済	
		農政環境	77	国見の森公園	-	○	-	済	
	但馬	農政環境	78	但馬牧場公園	○	○	済	済	
	丹波	まちづくり	79	丹波並木道中央公園	○	○	済	済	
		産業労働	80	丹波年輪の里	-	○	-	済	
農政環境		81	ささやまの森公園	-	○	-	済		
淡路	まちづくり	82	淡路島公園	×	○	5/23	済		
		83	灘山緑地	×	○	5/23	済		
		84	淡路佐野運動公園	×	○	5/23	済	屋内の内スポーツジムは閉鎖継続	
		85	あわじ石の寝屋緑地	×	○	5/23	済		
	産、まち、企業	86	淡路夢舞台	×	×	6/1	6/1	ホテル6/6再開 温室は6/1以降準備が整い次第	
	まちづくり、企業庁	87	ハイウェイオアシス	×	○	6/1	済		
	農政環境	88	あわじ花さじき	×	×	5/25	5/25		

緊急事態宣言解除後の職員の勤務体制

1 趣旨

現在、新型コロナウイルス感染症に係る本県対処方針に基づき、職員の在宅勤務の活用により出勤者の原則7割削減を目指し取り組んでいる。緊急事態宣言解除後においても、引き続き在宅勤務を推進し、感染予防対策に継続して取り組む。

2 県対処方針（庁内の対応等（抜粋））

現 行 (特定警戒都道府県)	改 正 後 (特定警戒都道府県以外の都道府県)
○職員の在宅勤務の活用による出勤者の原則7割削減を目指す。 (在宅勤務システムの増強、同時利用人数の拡充) ○職員の感染予防対策 ・時差出勤・フレックス制・特別休暇の活用	○職員の感染予防対策 ・在宅勤務・時差出勤・フレックス制・特別休暇の活用

3 具体の対応

在宅で出来る業務の仕分けを行い、業務の特性や進捗状況等を勘案の上、当面5月中は、可能な範囲で在宅勤務を推進する。

【取組内容】

- ① 業務が本格化する中で、事業を早急に進める必要がある所属や、在宅勤務に馴染まない所属については、必要な体制を確保する。
- ② ①以外で、一定の在宅勤務の実施が可能な所属については、所属長は、基礎疾患がある職員や妊娠中の職員に配慮するとともに、職員の家庭事情等も考慮の上、在宅勤務を推進する。
※ 出勤者を通常時の3割削減することを目安として、ローテーションによる在宅勤務に取り組む。
[現行] 3班体制のうち1班が出勤 → [見直し後] 3班体制のうち2班が出勤
(例：3週で2日、2日、1日出勤 → 3週で3日、3日、4日出勤)
- ③ 職員が出勤する場合には、引き続き時差出勤やフレックスタイム制を活用するとともに、職場において感染予防対策を徹底する。

※再度、緊急事態宣言対象地域（特定警戒都道府県）に指定された場合の対応

- ・現在の取組内容と同様、在宅勤務の活用による出勤者の原則7割削減を目指す。

[参考] 国の基本的対処方針における事業者への出勤等に係る要請内容(概要)

特定警戒都道府県	特定警戒都道府県以外の都道府県
・事業者に対して、引き続き、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進するよう働きかける。	・今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、事業者に対して、引き続き、在宅勤務（テレワーク）を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、ローテーション勤務等の人との接触を低減する取組を推進すること。

県内の患者の発生状況

1 検査陽性者の状況（令和2年5月20日 24時現在）

（単位：人）

検査実施者数	陽性者数（累積）					
	入院（宿泊療養を含む）			死亡	退院	
	中等症以下	重症				
10,438	699	60	48	12	38	601
+126	0	△ 7	△ 6	△ 1	0	+7

※下段は前日比

[入院内訳]

区分	確保病床等	患者数	差引	備考
入院	515	43	472	
宿泊	578	17	561	4施設
合計	1,093	60	1,033	

2 患者クラスター（集団）別等の患者数（536人）

（単位：人）

区分	延べ患者数
神戸市中央市民病院（神戸市）	36
神戸赤十字病院（神戸市）	37
神戸西警察署（神戸市）	12
神戸市環境局（神戸市）	17
健康観察等終了（認定こども園、宝塚第一病院、グリーンアルイ丹、仁恵病院 等）※重複4	96
その他（ライブ関係、海外渡航関係、県外陽性者の濃厚接触者 等）	342
実人員	536

3 調査中（陽性確認から約2週間）（39人）

（単位：人）

区分	県	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	計
推定感染源を確認中	1	14	0	1	3	11	30
他府県等へ調査依頼中	4	1	0	0	1	0	6
調査困難・非協力	0	1	0	0	0	0	1
その他調査中	0	0	1	0	0	1	2
合計	5	16	1	1	4	12	39

4 感染源不明（124人）

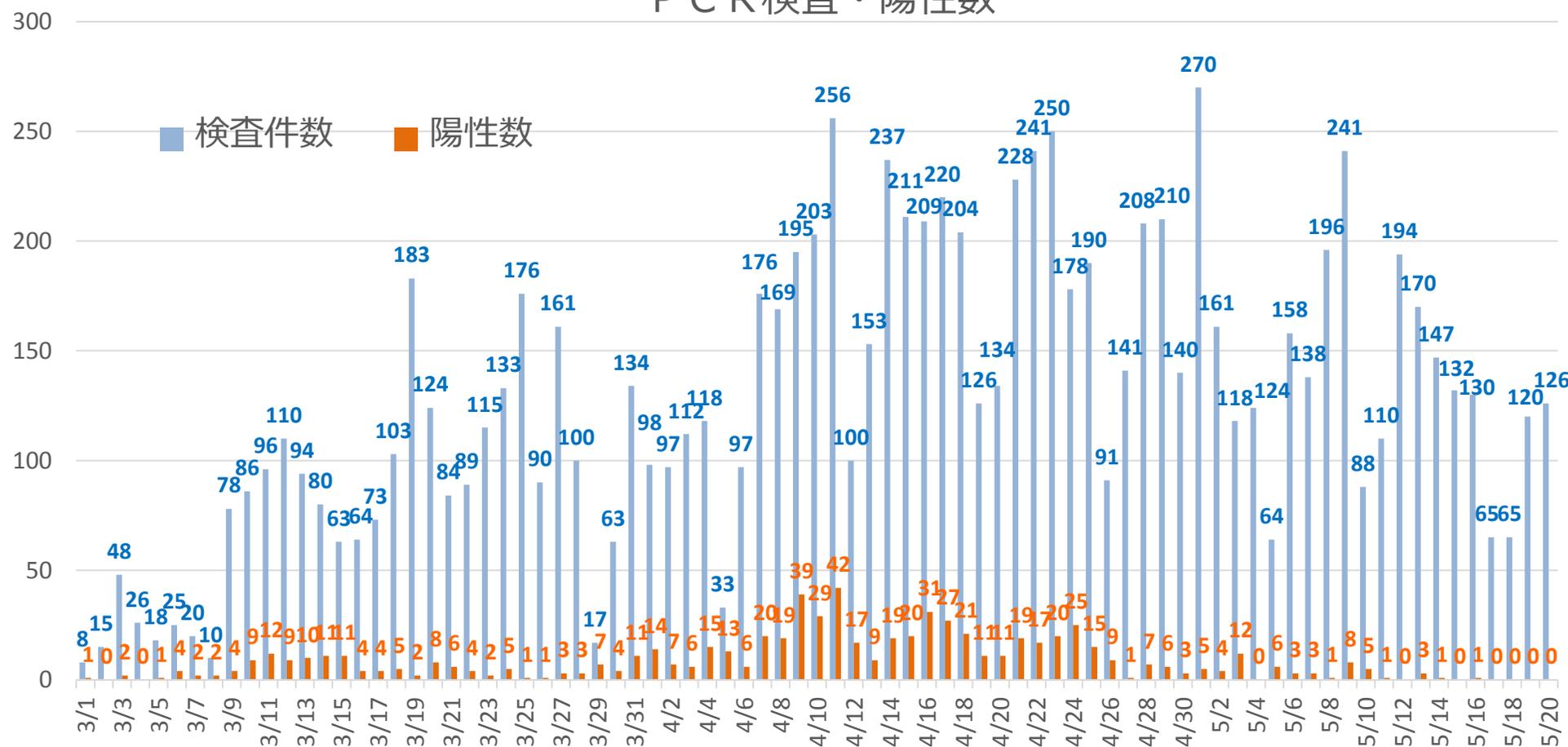
（単位：人）

区分	県	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	計
4/26～5/6(56人)	3	0	0	0	0	0	3
4/12～4/25(262人)	9	14	0	3	1	9	36
3/29～4/11(232人)	14	37	1	8	4	15	79
3/15～3/28(59人)	1	1	0	0	0	1	3
3/1～3/14 (67人)	1	1	0	0	0	1	3
合計	28	53	1	11	5	26	124

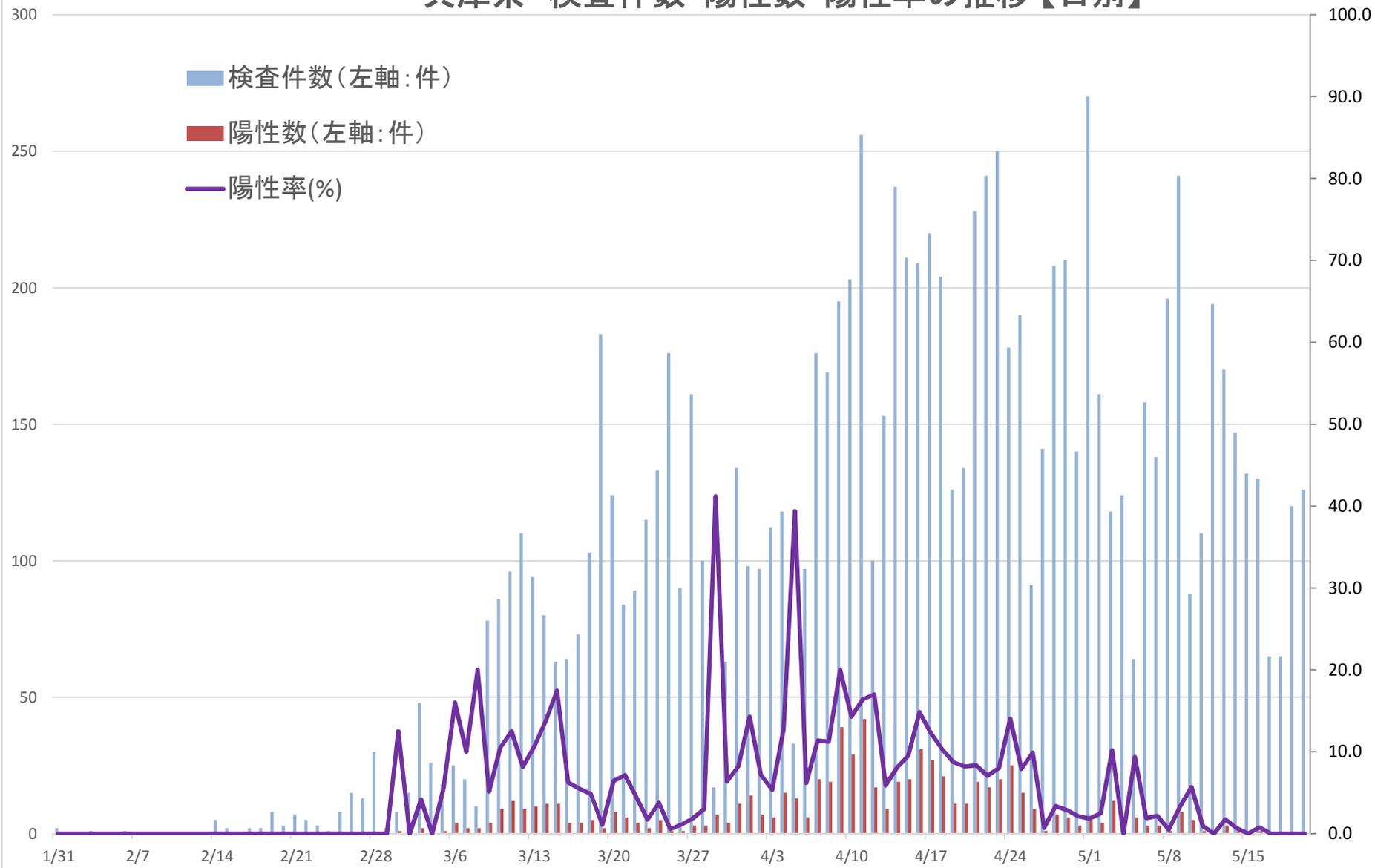
検査陽性者の状況 5/20時点

検査数 (累計) 10,438	陽性者数 (累計)				
	入院(宿泊療養を含む) 60	中等症以下 48	重症 12	死亡 (累計) 38	退院 (累計) 601

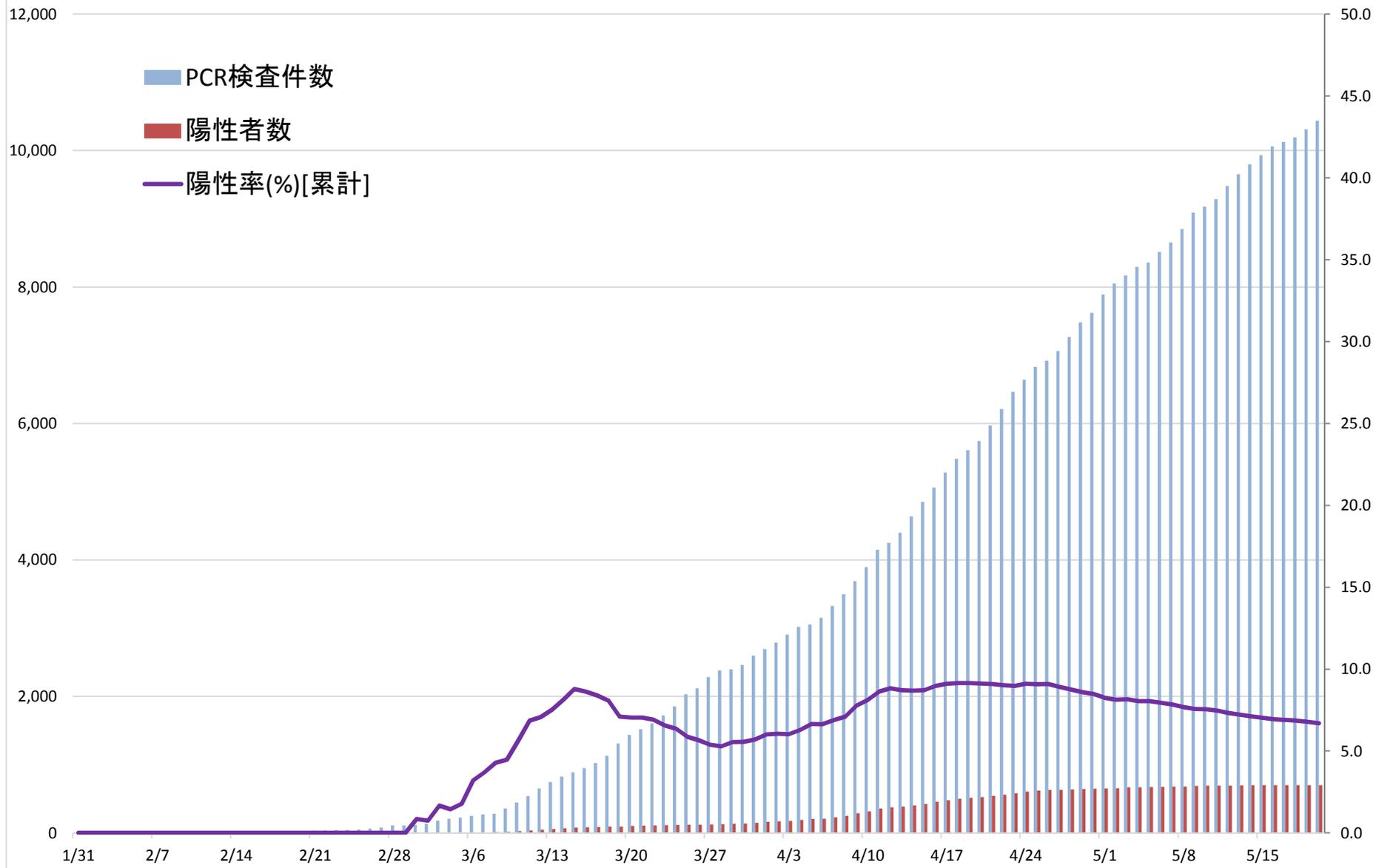
PCR検査・陽性数



兵庫県 検査件数・陽性数・陽性率の推移【日別】



兵庫県 検査件数・陽性数・陽性率の推移【累計】



マスク・防護服等の確保に係る状況について

1 医療用マスク

(1) 県全体の状況

5/21時点 薬務課調

区 分	在 庫	使用量／(月)	差 引
サージカルマスク	6,009 千枚	2,166 千枚	3,843 千枚
N95マスク	346 千枚	69 千枚	277 千枚
合 計	6,355 千枚	2,235 千枚	4,120 千枚

県全体で概ね8月上旬まで在庫確保

(2) 医療機関別の状況

① 感染症指定医療機関(9か所)

5/21時点 薬務課調

区 分	在 庫	使用量／(月)	差 引
サージカルマスク	796 千枚	256 千枚	540 千枚
N95マスク	114 千枚	24 千枚	90 千枚
合 計	910 千枚	280 千枚	630 千枚

概ね8月中旬まで在庫確保

② 協力医療機関(63か所)

5/21時点 薬務課調

区 分	在 庫	使用量／(月)	差 引
サージカルマスク	2,417 千枚	718 千枚	1,699 千枚
N95マスク	179 千枚	29 千枚	150 千枚
合 計	2,596 千枚	747 千枚	1,849 千枚

概ね8月下旬まで在庫確保

③ その他医療機関・有床診療所(440か所)

5/21時点 薬務課調

区 分	在 庫	使用量／(月)	差 引
サージカルマスク	2,796 千枚	1,192 千枚	1,604 千枚
N95マスク	53 千枚	16 千枚	37 千枚
合 計	2,849 千枚	1,208 千枚	1,641 千枚

概ね7月下旬まで在庫確保

(3) 今後の受入予定(5月納入分)

納入予定日	提供元または購入元	サージカルマスク	N95マスク(相当マスクを含む)	合 計
5月23日	民間提供(米国)	220,000 枚	0 枚	220,000 枚
5月27日	国提供	1,730,000 枚	72,000 枚	1,802,000 枚
5月30日	県購入(防塵マスク)	0 枚	10,000 枚	10,000 枚
5月30日	県購入	500,000 枚	0 枚	500,000 枚
5月30日	中国提供(広東省)	300,000 枚	5,000 枚	305,000 枚
	合 計	2,750,000 枚	87,000 枚	2,837,000 枚

※なお、産業労働部を通じて、民間企業からの寄贈が予定されている。

(4) 医療機関等への配布マスク

区 分	サージカルマスク	N95マスク	合 計	
受入済数	国提供	5,253,000 枚	181,000 枚	5,434,000 枚
	中国提供	700,000 枚	50,000 枚	750,000 枚
	民間提供	182,000 枚	51,000 枚	233,000 枚
	県購入	1,100,000 枚	105,000 枚	1,205,000 枚
	関西広域連合提供	1,000 枚	0 枚	1,000 枚
	合 計	7,236,000 枚	387,000 枚	7,623,000 枚
配 布 済 数	7,060,500 枚	336,700 枚	7,397,200 枚	
保 管 中	175,500 枚	50,300 枚	225,800 枚	

2 防護服等

(1) 県全体の状況

5/21時点 薬務課調

区分	在庫	使用量/(月)	差引
防護服・ガウン	464 千枚	465 千枚	▲ 1 千枚
フェイスシールド	202 千枚	136 千枚	66 千枚
合計	666 千枚	601 千枚	65 千枚

防護服・ガウンは6月中旬まで在庫確保
フェイスシールドは7月上旬まで在庫確保

(2) 医療機関別の状況

① 感染症指定医療機関(9か所)

5/21時点 薬務課調

区分	在庫	使用量/(月)	差引
防護服・ガウン	79 千枚	118 千枚	▲ 39 千枚
フェイスシールド	46 千枚	18 千枚	28 千枚
合計	125 千枚	136 千枚	▲ 11 千枚

防護服・ガウンは6月上旬まで在庫確保
フェイスシールドは8月上旬まで在庫確保

② 協力医療機関(63か所)

5/21時点 薬務課調

区分	在庫	使用量/(月)	差引
防護服・ガウン	248 千枚	144 千枚	104 千枚
フェイスシールド	80 千枚	82 千枚	▲ 2 千枚
合計	328 千枚	226 千枚	102 千枚

防護服・ガウンは7月上旬まで在庫確保
フェイスシールドは6月中旬まで在庫確保

③ その他医療機関・有床診療所(440か所)

5/21時点 薬務課調

区分	在庫	使用量/(月)	差引
防護服・ガウン	137 千枚	203 千枚	▲ 66 千枚
フェイスシールド	76 千枚	36 千枚	40 千枚
合計	213 千枚	239 千枚	▲ 26 千枚

防護服・ガウンは6月上旬まで在庫確保
フェイスシールドは7月下旬まで在庫確保

(3) 今後の受入予定(5月・6月納入分)

納入予定日	提供元または購入元	防護服・ガウン	フェイスシールド	合計
5月22日	県購入	50,000 枚	0 枚	50,000 枚
5月23日	県購入	20,000 枚	0 枚	20,000 枚
5月25日	県購入	140,000 枚	0 枚	140,000 枚
5月27日	国提供	172,000 枚	0 枚	172,000 枚
5月30日	国提供	0 枚	62,000 枚	62,000 枚
5月30日	県購入	110,000 枚	67,000 枚	177,000 枚
5月30日	中国提供(広東省)	15,000 枚	1,000 枚	16,000 枚
6月3日	国提供	172,000 枚	0 枚	172,000 枚
6月10日	県購入	30,000 枚	0 枚	30,000 枚
6月20日	県購入	20,000 枚	100,000 枚	120,000 枚
6月20日	台湾提供(中学校)	1,000 枚	1,000 枚	2,000 枚
合計		730,000 枚	231,000 枚	961,000 枚

(4) 医療機関等への配布防護具

区分	防護服・ガウン	フェイスシールド	合計	
受入済数	国提供	154,025 枚	303,000 枚	457,025 枚
	県購入	204,370 枚	79,800 枚	284,170 枚
	中国提供(海南省)	1,000 枚	0 枚	1,000 枚
	他府県提供(鳥取県)	0 枚	1,000 枚	1,000 枚
	合計	359,395 枚	383,800 枚	743,195 枚
配布済数	307,407 枚	282,400 枚	589,807 枚	
保管中	51,988 枚	101,400 枚	153,388 枚	

兵庫県 新型コロナウイルス感染症対策に関する第3回緊急提案

1 地方創生臨時交付金・感染症緊急包括支援交付金の増額と柔軟な運用

(1) 両交付金の大幅な増額とハード事業への活用

- ・ 中小企業等への更なる支援や、第2波・第3波に備え医療・検査体制の充実が求められることから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の総額を大幅に増額すること。
- ・ ソフト事業のみならず、ポストコロナ社会も見据え、在宅勤務や遠隔授業の普及に対応できる情報通信基盤の整備などハード事業にも取り組むべき課題が多くある。このため、こうした課題に対応できる新たな交付金を創設すること。

参考：リーマン・ショック後に創設されたハード事業を対象とする交付金

- ① 地域活性化・公共投資臨時交付金 (1兆4,000億円)
- ② 地域活性化・生活対策臨時交付金 (6,000億円)
- ③ 地域活性化・きめ細かな臨時交付金 (5,000億円)

- ・ 本県をはじめ、これまでの感染者の多い都道府県に必要な額を重点的に配分すること。

(2) 感染症緊急包括支援交付金の柔軟な運用

- ・ 緊急包括支援交付金は、柔軟かつ機動的に実施できるよう包括的に支援する交付金として創設されたが、事業メニューが限定的であり、また、対象となる場合でも実情にそぐわない上限額の設定など、柔軟な執行が困難となっていることから、制度を早急に見直すこと。

【県4月補正予算計上事業で、支障が生じている事業（例）】

<対象外となっている事業>

●入院患者を受入れた医療機関への運営経費支援

- ・ 患者受け入れに伴うかかり増し経費に対する入院医療機関への運営経費支援
(本県予算単価：入院患者1人あたり12,000円/日)

<上限額の設定が支障となっている事業>

●病床確保に係る空床補償単価の拡充

- ・ 空床補償単価：16,190円(現在：16,000円(ICU・重症以外))を36,350円に上げる予算を計上(+20,160円)
→ 交付金の上限単価：16,000円までしか充当不可

<対象経費が限定されている事業>

●臨時外来設置事業

- ・ 運営経費支援や研修費は対象外
(1箇所あたりの補助単価：630万円。うち、交付金対象外：200万円)

対 象	設備整備(簡易テント等)	300万円
	個人防護具等	130万円(3,600円×360着(4人×90日))
対 象	運営経費支援	180万円(2万円×90日)
外	医療従事者への研修	20万円

(3) 感染症予防事業費等国庫負担金の県負担分に対する財政措置

- ・ 感染症予防事業費等国庫負担(補助)金の県負担分については、法において国の負担割合が決まっているため、現状では地方創生臨時交付金を充当できない。

しかし、医療費などの県費負担額は普通交付税で措置されている額を大きく超えることから、臨時交付金の特例的な充当や当初の財政需要見込を上回る交付税措置を講じること。

2 第2波・第3波に備えた医療・検査体制の充実

(1) レムデジビルの安定的確保・供給及びワクチン・特効薬の早期開発等

- ・ 社会的不安の解消のため、既に承認されたレムデジビルの安定的確保・供給やアビガンの早期承認に加え、ワクチンや特効薬の早期開発・実用化に向けた取組を進めること。

(2) 医療機関への財政支援

- ・ 感染症指定医療機関等では従来の診療活動の縮小を余儀なくされ、病院経営が圧迫されていることから、以下のような財政支援を行うこと。

- ① 重症・中等症の患者を受け入れた医療機関に支払われる診療報酬について、更なる特例措置を講じること。

〔 <診療報酬上の特例(主なもの)> 〕

- ・ 重症の新型コロナ患者を受け入れるICU等の点数を倍増(算定可能日数も延長)
- ・ 中等症以上の新型コロナ患者を受け入れた場合、救急医療加算を倍増(算定可能日数も延長)

- ② 病床確保のため、実態と大きく乖離している空床補償に関する国庫補助単価を大幅に拡充するとともに、病棟単位での確保や感染症患者受入体制確保のためにやむを得ず閉鎖する病棟・外来診療も対象とすること。

- ・ 国単価：16,000円/日・床 (ICU：97,000円、重症：41,000円)
→ 4月から、36,350円まで県が上乘せ
- ・ 県立尼崎総合医療センターの入院単価：88,521円/日・床

(3) 円滑な病床転用の推進

- ・ 新型コロナウイルス患者の急増時、一般病床を新型コロナ患者専用の病床に転用し、体制強化を図ってきた。

現在では専用病床に余剰が生じ、また、一般医療実施の必要から、コロナ専用病床の縮小が必要なフェーズとなっているが、今後、新型コロナの第2波が訪れた際には再度、専用病床に転用する必要がある。

こうした病床転用には2週間程度の期間を要するが、その間は診療が行うことができず、空床補償の対象ともならないため、医療機関には経営的な課題と考えられている。

今後とも必要な病床確保を進め、円滑な病床転用を進めるためにも、空床補償の対象とするなど、柔軟な制度運用を行うこと。

(4) 救急受入医療機関に対する支援

- ・ 発熱患者など新型コロナウイルス感染症疑似患者の受け入れを救急医療機関が拒否し、たらい回しされる事例が社会問題化した。

円滑な救急医療を確保するため、都道府県知事が指定する新型コロナウイルス感染症患者（疑似患者も含む）救急受入医療機関に対し、救急医療に係る診療報酬の加算を行うこと。

(5) 医療従事者等への支援

- ・ 感染リスクにさらされている医療従事者への危険手当の支給など、地方が行っている取組に対する支援を充実すること。

(6) 医療物資の調達・供給

- ・ マスク、消毒液、防護服、スワブ（医療用綿棒）等の医療物資の調達・供給については、必要に応じて事業者への製造委託を行うなど、国の責任において速やかに、かつ確実に行うこと。あわせて、廃棄物処理業者の衛生資材の確保を図ること。

(7) 検査機器・検査試薬の確保等

- ・ 1日に約4,000件もの検査が可能なロシュ社の機器なども開発されているが、検査機器の需用が供給を大きく上回っており、入手困難である。また、検査試薬についても同様である。

PCR検査件数増のため、国の責任において、検査機器・検査試薬の調達・供給を図ること。

- ・ 妊婦の分娩や救急患者の手術等の診療実施前に医療機関が行うPCR検査については、症状に関わらず保険適用または公費負担とすること。
- ・ 国の責任における抗体検査を早急に実施すること。

(8) 保健所機能の充実・強化

- ・ 感染が確認された患者情報について、医療機関のある保健所設置自治体から国に直接報告することとあわせて、都道府県への報告を義務づけるなど、都道府県が地域の総合調整を行えるようにすること。
- ・ 感染者の早期発見・隔離、行動履歴・濃厚接触者追跡調査により、感染封じ込めを徹底して行えるよう、保健所への情報提供の義務づけや財政支援の充実など、効果的な対策を講じること。
- ・ 感染症法に基づく積極的疫学調査におけるPCR検査の受検や陽性者に対する行動歴の調査、軽症者等の宿泊施設での療養や自宅での健康観察要請について、実効性を担保するための法的措置等を講じること。
- ・ 軽症者に関する療養について、自宅療養では症状の急変への対応が遅れる場合や家族間感染のおそれがあることから、まず入院し、その後、医師の指示の下での宿泊施設療養が基本であることについて、国民への周知徹底を図ること。

(9) 院内感染防止のための指針の提示等

- ・ 院内感染の発生が医療崩壊を招くことのないよう、これまで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部クラスター班で調査した結果を取りまとめ、最新の知見に基づいた動線の分離などの感染防止策に関する指針を早急に示すこと。
- ・ 上記の取組を支援するための職員の派遣など、国による支援体制を構築すること。

(10) 宿泊施設の円滑な運営の推進

- ・ 自宅に残された家族（子ども・障害者・高齢者等）への生活支援や対応マニュアル等を示すこと。

(11) 今後の感染爆発に備える専門的な行政組織の検討等

- ・ 防災庁の創設も含め、感染症対策に関する専門的な行政組織の検討や、今後の感染爆発に備えたICU拠点の確保などについて、国としても早急な検討を行うこと。

(12) 医療従事者や感染者等の人権を守る対策の強化

- ・ デマの拡散や差別・偏見は、人権侵害や新たに感染が確認された場合の情報提供・公開を躊躇することにもつながるため、継続的な広報や啓発の実施など、医療従事者や感染者及びその家族等の人権を守る対策を講じること。

3 社会福祉施設への支援

(1) 感染防止対策に取り組む事業者等への支援の充実

- ・ 高齢者や障害者の入所施設等で感染が生じた場合、重症化・クラスター化のおそれが高く、感染防止対策の徹底が求められる。また、感染が疑われる者が発生した場合の感染拡大リスク低減のための体制整備や職員の確保など、万一の備えも欠かせない。

このため、国の責任において引き続き衛生用品等の確保を図るとともに、入所者と家族とのWEB面会等を含む感染防止対策や、代替サービスの提供などに取り組む施設等に対して、報酬加算等の財政支援を充実すること。

(2) 就労継続支援B型利用者への支援

- ・ 就労継続支援事業所のうちB型事業所については、事業所と利用者には雇用関係がなく雇用調整助成金の対象外となり、A型事業所との格差が生じているため、工賃の減少に対する支援を行うこと。

就労継続支援事業所 月額平均工賃（平成30年度兵庫県）

	A型事業所	B型事業所
平均工賃	84,358円	14,420円
雇用調整助成金	79,296円(※)	対象外

※ 休業手当を100%支給した場合

(助成率 60%を超える部分：10/10、その他：9/10)

4 多数の者と接触する行政職員への配慮

- ・ 保健所、衛生研究所等のもとより、窓口業務に従事する職員や警察職員など、日常的に不特定多数との接触が避けられない業務に従事する職員についても、必要な衛生用品や資機材(感染症防護対策キット等)を国の責任において確保すること。

5 換気対策に対する重点的な支援

- ・ 経済・事業活動の再開のためには、クラスター対策を含め、徹底した感染防止対策が必要不可欠である。また、出水期を迎えるにあたり、避難所における感染拡大防止も急務である。そのために、施設の換気対策が重要となる。

このため、劇場、映画館、集会・展示施設、文教施設、美術館・博物館、屋内運動施設、遊戯施設、遊興施設など屋内での営業・活動を前提としている施設について、換気対策などの感染防止策に関する新たな補助制度を創設するなど、財政支援を行うこと。

特に、避難所への活用が想定される学校の体育館などに対しては、重点的な支援を行うこと。

- ・ 国の一次補正予算において、不特定多数の人が集まる飲食店等の業務用施設に対して、換気整備などの高効率機器の導入を支援する国補助制度(環境省)が創設されたが、その対象事業者や補助上限額等、制度の詳細を早期に示すこと。
- ・ 上記の環境省事業(30億円)に加え、農林水産省の外食産業におけるインバウンド回復緊急支援事業(10億円、衛生管理に必要な設備導入や店舗の改装等を支援)について、大幅な予算の増額を図ること。

6 ポストコロナを見据えた情報通信基盤の整備等

- ・ 「非接触」「非対面」等を前提とする新しい生活様式の定着を図るため、テレワーク・リモートワーク、テレビ会議、遠隔診療、遠隔授業等の導入及び5G環境を含む情報通信基盤の早期整備に向けた財政支援を行うこと。

7 事業継続に向けた支援の充実

(1) 資金繰り支援の充実

- ・ 事業継続のために最も重要なことは、資金繰り対策である。中小事業者の資金繰りを支援する無利子融資制度について、融資上限額(3,000万円)の引き上げや無利子期間(3年間)の延長など、更に支援を充実すること。

(2) 政府系金融機関における迅速な融資

- ・ 日本政策金融公庫等の政府系金融機関では、申請件数の急増もあり、融資の実行までに相当の時間を要している状況にあるため、人員等の体制強化や審査の簡素化など、迅速な融資を図ること。

(3) 家賃等の固定費負担の軽減

- ・ 中小企業等の経営圧迫要因となっている家賃等の固定費負担の軽減に向け、テナントへの家賃軽減対策が打ち出されたが、オーナーが一定の家賃軽減等を行った場合にも支援対象とすることを検討すること。

(4) 持続化給付金による支援の充実

- ・ 売上げ要件等の支給要件緩和による対象者の大幅な拡充や給付額の引き上げなど、支援を充実すること。
- ・ 原則オンラインとなっている申請手続きについて、オンライン申請に不慣れな中小零細企業・事業者にも配慮し、郵送等による手続きも可能とすること。

(5) 地域企業再起支援事業の要件見直し

- ・ 国一次補正予算において、地域企業の再起を支援する地方公共団体の取組に対する国庫補助金（地域企業再起支援事業、補助率 3/4）が創設されたが、事業実施主体への自己負担の義務要件が課されているため、同要件を削除し、自己負担分に対する地方公共団体の支援を可能とするなど制度を見直すこと。

全額県負担(3/4を当該国庫補助金、1/4を臨時交付金)として県予算計上後、国から1/4の事業者負担を求める要件が示されたため、以下の事業について、事業者負担を求めない限り、当該国庫補助金を活用できない。

- ① がんばるお店・お宿応援事業（テイクアウト・デリバリー等への参入支援）
- ② タクシー事業者向け観光受入環境整備事業（マルチキャッシュレス決済機器等の導入支援）
- ③ 地域企業・再起躍進支援事業（新商品開発等の新たな事業展開を支援）
- ④ 産業界提案型復活応援事業（eコマースへの参入やリモートワーク導入等への支援）

(6) 中小企業の労働環境改善や人材確保等に対する支援

- ・ eコマースへの参入、リモートワークの導入、テレワーク環境の整備や、WEB企業説明会の開催等に要した経費について、助成金の創設も含めた財政支援を行うこと。

(7) 交通事業者に対する支援

- ・ 外出自粛等により利用者が大幅に減少し、安定的な経営継続に支障を来している路線バスや地域間航空等について、国庫補助制度の補助対象限度額の見直し(※1)や運行欠損に係る地方公共団体の負担(※2)に対する財政措置を講じること。

※1 路線バスの運行欠損に対する補助制度（地域公共交通確保維持改善事業費補助）について、全額国負担（現行：国 1/2、地方 1/2）で、輸送量要件（15人/日以上）の緩和や補助対象経費の限度額（経常費用の 9/20）を引き上げ

※2 但馬－伊丹路線の安定的な運航維持のため、運航会社の前年度欠損について、県が補助 [R2 当初予算額：1億8,220万円]

(8) 芸術文化活動に対する支援

- ・ 相次ぐ公演や展覧会等の中止により、芸術家・団体の活動の場が大幅に減少していることから、オンライン配信を含め活動を継続する芸術家等に対して、基金の創設等による財政支援を行うこと。
- ・ 新しい生活様式に沿った感染症対策を踏まえ、座席の間隔を空けて客数を制限することなども求められていることから、施設の大幅な減収と鑑賞料金などへの転嫁が懸念される。

質の高い芸術文化活動を維持するためにも、施設の運営費に対する臨時的な財政支援を行うこと。

- ・ 終息後、活動機会を増やすための事業の企画・実施に対して、財政支援を行うこと。

(9) 休業要請に応じた事業者への協力金等に関する税制上の特例

- ・ 本県をはじめ各地方公共団体が実施している、休業要請に応じた事業者等に対する支援金などについて、特例的に非課税扱いとすること。

(10) 2次補正予算事業の手続き簡素化及び迅速な審査

- ・ 2次補正予算案に計上する事業について、事業主体が申請準備に取りかけられるよう、早期に支給要件や対象経費など事業の詳細を提示するとともに、申請手続きの簡素化や迅速な審査を図ること。

8 雇用の確保に向けた取組

(1) 雇用調整助成金の迅速な支給、支援の拡充

- ・ 休業手当の支給を証する確認書類の後日提出を認める措置について、具体的の方針をまとめ、早期に実施すること。
- ・ 相談窓口や審査体制の大幅な増強、FAQ（よくある質問）の充実など、迅速な支給のための改善を図ること。
- ・ 休業要請対象の中小企業については助成率を10/10とする特例措置が講じられるが、要請対象外の事業者についても外出自粛要請や取引先の休業等による影響が生じていることから、同様に特例措置を講じること。

(2) 休業者への直接給付制度の早期創設

- ・ 国で検討されている休業者に対して直接交付金を支給する制度について、迅速な支援を行うため、早期に創設するとともに、制度の詳細を示すこと。

(3) 緊急雇用創出事業の創設

- ・ 経済活動の自粛とそれに伴う雇用情勢の悪化が懸念される中、離職者や内定取消者等を会計年度任用職員として採用する地方公共団体が、本県をはじめ相次いでいる。

更なる雇用の受け皿を確保するためにも、リーマン・ショック時と同じく、基金を活用した緊急雇用創出事業を創設すること。

9 農林水産事業者への支援

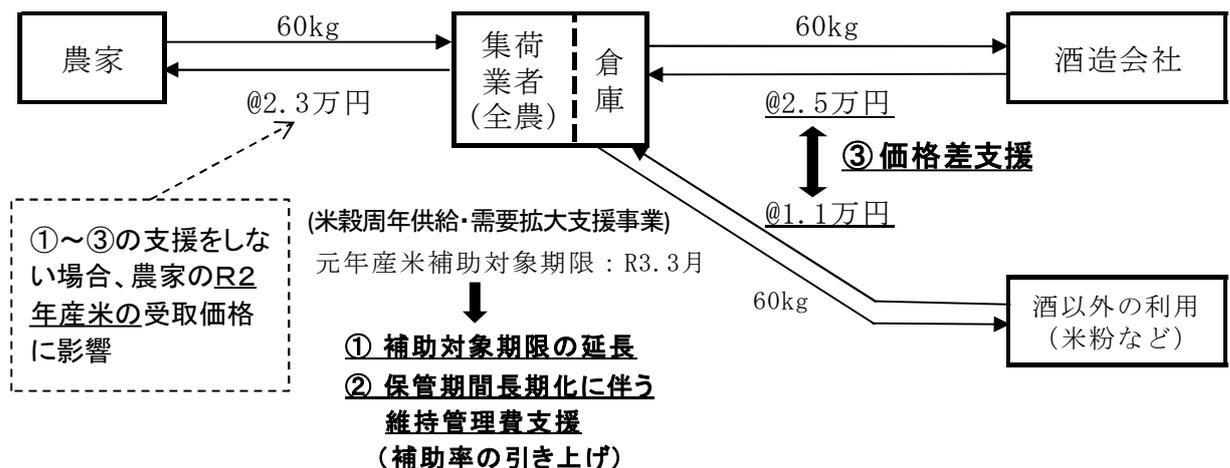
(1) 生産者の事業継続に向けた支援

- ・ 肉用牛、花き、魚介類などの品目を中心に急激に経営が悪化している状況を踏まえ、生産者の事業継続に必要な財政支援を行うとともに、それら品目や県産酒米(山田錦等)を使った日本酒の消費拡大に向けた大胆なキャンペーン等を展開すること。

(2) 酒米生産者への支援

- ・ 外食や輸出需要の減退による日本酒の消費減少に伴い、県産酒米の在庫発生が見込まれることから、以下の支援を行うこと。
 - ① 醸造量の調整に伴い在庫保管期間が長期化する恐れがあることから、米穀周年供給・需要拡大支援事業の対象期間(現行:令和3年3月まで)を延長すること。
 - ② 保管期間の延長に伴う集荷業者の経費負担を軽減するため、上記事業の維持管理経費に対する補助率(1/2)を上げること。
 - ③ 米粉など他用途への利用促進及びそれに伴い生じる価格差への支援策を講じること。

【R元年産 酒造好適米の販売スキーム(イメージ)】



(3) 肉用牛生産者への支援

- ・ 外食や輸出需要の減退に伴い、神戸ビーフ等の枝肉価格が急落しているため、国一次補正予算で措置された肉用牛肥育経営安定対策事業の補填財源の農家負担分(1/4)について、緊急措置として国庫による全額負担とすること。また、補填金の交付を速やかに行うこと。
- ・ 枝肉価格の下落を受け、但馬牛の子牛価格が急落しているため、国一次補正予算で措置された肥育牛経営等緊急支援特別対策事業(肥育牛農家への支援)と同様に、繁殖牛農家の経営を緊急的に支援する奨励金制度を創設すること。

(4) 林業経営体への支援

- ・ 国内の建築用木材の需要減による原木の滞留を見据え、国一次補正予算で措置された輸出原木保管等緊急支援事業(輸出用原木の一時保管費用等を支援)について、輸出用以外の原木も支援の対象とするよう拡充すること。

(5) 漁業者への支援

- ・ 外食機会の減少等により、高級魚を中心に魚価が下落しているため、国一次補正予算で措置された資源管理等推進収入安定対策事業(積立ふらす)の補填財源の漁業者負担分(1/4)について、緊急措置として国庫による全額負担とすること。また、補填金の交付を速やかに行うこと。

10 生活に困窮している方への支援

(1) 生活福祉資金の追加貸付原資の予算措置及び支援の拡充

- ・ 生活福祉資金の貸付申し込みが急激に増加しているため、貸付原資及び事務費の追加予算措置と迅速な交付を行うこと。
- ・ 貸付上限額の更なる引上げや7月までの受付期間の延長、償還免除の適格要件(住民税非課税世帯)の拡充等について検討すること。

(2) 住居確保給付金の要件緩和等

- ・ 住居確保給付金の収入要件が厳しく支給対象とならない方が多くいることから、収入要件を緩和すること。

〔※ 収入要件
申請月の世帯収入合計額が、基準額(市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12)
+家賃額以下であること(家賃額は、住宅扶助基準に基づく額が上限)〕

- ・ 住居確保給付金や一時生活支援事業の地方負担の増加が見込まれるため、適切な財政措置を講じること。

(3) ひとり親家庭に対する経済的支援の充実

- ・ 児童扶養手当の増額など、ひとり親家庭に対する経済的支援を充実すること。

(4) 大学生等に対する支援の充実

- ・ 独自の支援策を実施する大学や専修学校等に対して、財政支援を行うこと。
- ・ 修学支援(授業料等減免、給付型奨学金)について、所得水準(住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯)の見直しを図り、対象世帯を拡大すること。

(5) 私立高等学校授業料の軽減

- ・ 前年から当年にかけて家計急変が生じた世帯の授業料軽減を行う私立高等学校等経常費助成費補助金(授業料減免事業等支援特別経費)について、新型コロナウイルス感染症の影響による場合は、全額国負担(現行:国1/2)で負担すること

(6) 幼児教育無償化対象者の拡充

- ・ 幼児教育の無償化について、0～2歳児は住民税非課税世帯を対象としているが、離職や収入が減少している者などについては、全額国負担により対象とすること。

11 学校の臨時休業等に伴う対応

(1) 学習機会の確保に向けた対策

- ・ 教室の利用基準の提示、ICTやテレビを活用した学習の実施、大学入学試験の特例措置など、子どもの視点に立った最善な学習機会の確保について早急に検討し、対策を講じること。
- ・ 県立高校や専修学校等のICT整備について、国補助金の創設など財政支援を充実すること

(2) 地方公共団体の財政負担に対する支援

- ・ 家庭学習に必要な教材作成や環境整備及び郵送費、教員・学習指導員の配置、夏季期間に授業を行う場合の空調代、地方公共団体が負担する修学旅行のキャンセル代などに対して、必要な財政支援を行うこと。
- ・ 衛生管理の徹底・改善を行うための設備更新や消耗品購入等に対する学校臨時休業対策費補助金の対象は、学校給食調理業者に限定されている。このため、地方公共団体が所管する単独調理場や共同調理場についても同補助金の対象とするなど、必要な財政支援を行うこと。

12 新型インフルエンザ等対策特別措置法の見直し等

(1) 特定都道府県知事としての要請・指示に関する法整備等

- ・ 特定都道府県知事として第45条第2項に基づき要請する場合、国の基本的対処方針において、まず、第24条第9項に基づく協力の要請を業種や類型ごとに行うとされている。
しかし、特措法上、第24条第9項の協力要請は、第45条2項の要請の前提とは定められていない。また、都道府県対策本部長としての要請と特定都道府県知事としての要請は、本来は異なるものである。

このため、特定都道府県知事として、第45条の中で、①業種や類型ごとの要請、②個別の施設管理者等に対する要請、③それに次ぐ指示と一連で行えるよう、所要の法整備を行うこと。

- ・ 第45条第2項に基づく要請を機動的に行えるよう、国との事前協議を廃止すること。

(2) 指示に従わない事業者等に対する実効性ある措置の検討

- ・ 第45条第3項の規定による指示を行っても、なお営業を継続する事業者が存在したため、罰則適用などの法改正も含め、早急に実効性を担保する措置を講じること。

(3) 協力や要請に応じた者に対する補償等の法における位置づけ

- ・ 法に基づく協力や要請に応じた者に対する補償・支援について、法に位置づけ、国の財源措置のもとに行うこと。

13 マイナンバーの活用

(1) マイナポイント上限額の大幅な引上げ

- ・ 本年秋に予定されている消費喚起対策としてのマイナポイントの上限額(5,000円)を大幅に引上げること。

(2) 利用可能事務の拡充

- ・ 経済対策としての活用や住民サービスの更なる向上に向け、①社会保障 ②税 ③災害対策に限定されているマイナンバーの利用について、利用できる事務を拡充すること。

(3) 市町への適切な財政措置等

- ・ マイナンバーカードの交付申請増加を見据え、市町に対する適宜適切な情報提供に加え、体制強化に要する費用など市町の負担が生じないよう財政支援を行うこと。

(4) 健康保険証としての利用開始に向けた対応

- ・ 令和3年3月からのマイナンバーカードの健康保険証としての利用開始に向けて、システム(顔認証付きカードリーダー等)の医療機関への早期配布や、医療機関への必要な財政支援を行うこと。

14 地方財政への適切な配慮

(1) 地方税収の大幅減収への対応

- ・ かつてない大幅な地方税の減収が予想されることから、地方交付税制度における減収補填の対象となっていない地方消費税等の税目や、子育て・産業振興などの貴重な財源となっている超過課税についても減収補填債の対象とするなど、必要な補填措置を講じること。

(2) 地方財政計画への適切な財政需要の反映

- ・ 新型コロナ対策に必要な財政需要は、地方財政計画の改定も含め地方財政措置を講じるとともに、来年度以降の地方財政計画にも適切に反映すること。

新型コロナウイルス感染症対策の 状況と今後の取組



医療関係者の皆さんに感謝の意を表すライトアップ
(人と防災未来センター)

令和2年5月21日
兵庫県

目次

新型コロナウイルス感染症対策の概要

これまでの状況

- | | | | |
|---|-----------|---|------------|
| 1 | 兵庫県内の感染状況 | 3 | PCR検査体制の状況 |
| 2 | 医療提供体制の状況 | 4 | 医療物資の確保状況 |

今後の取組

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 5 | 緊急事態措置の見直し・再要請基準
(1) 基準
(2) 達成状況 | 7 | 感染拡大を見据えた今後の対応
(1) フェーズに応じた医療体制の構築
(2) 外来・検査体制の強化 |
| 6 | 緊急事態措置の見直し(自粛要請等) | | |

新型コロナウイルス感染症対策の概要

1 県内の感染者の状況

3月1日に県内初めての感染者が確認され、当初は介護施設、医療機関などのクラスターで感染が拡がりました。3月下旬からは、海外帰国者の感染や、飲食機会の増加によると考えられる経路不明の感染者等が増加。4月11日には、県内の1日あたり感染者数が最多となる42人に達しました。

医療従事者の皆さんのご尽力はもとより、県民、事業者の皆さんのご協力により、5月以降、新規感染者数は減少し、5月21日現在、感染拡大を抑制できている状況にあります。

2 これまでの感染症対策

この間、県では、検査・医療体制の強化などにいち早く取り組んできました。感染者の増加に対して、必要なPCR検査を迅速に実施し、十分な入院病床などを確保したことで、入院できずに自宅療養となる感染者をゼロに抑えるなど、感染ピークを乗り越えることができました。

4月7日に緊急事態宣言が発出され、本県も対象区域となる中、県では、一刻も早く事態を収束させるため、県民の皆さんには一層の外出自粛のお願いを、事業者の皆さんには4月15日から休業等の要請を行いました。また、関西広域連合や全国知事会などを通じて、近隣府県とも連携し、往来自粛の呼びかけなどを行いました。

3 今後の対応

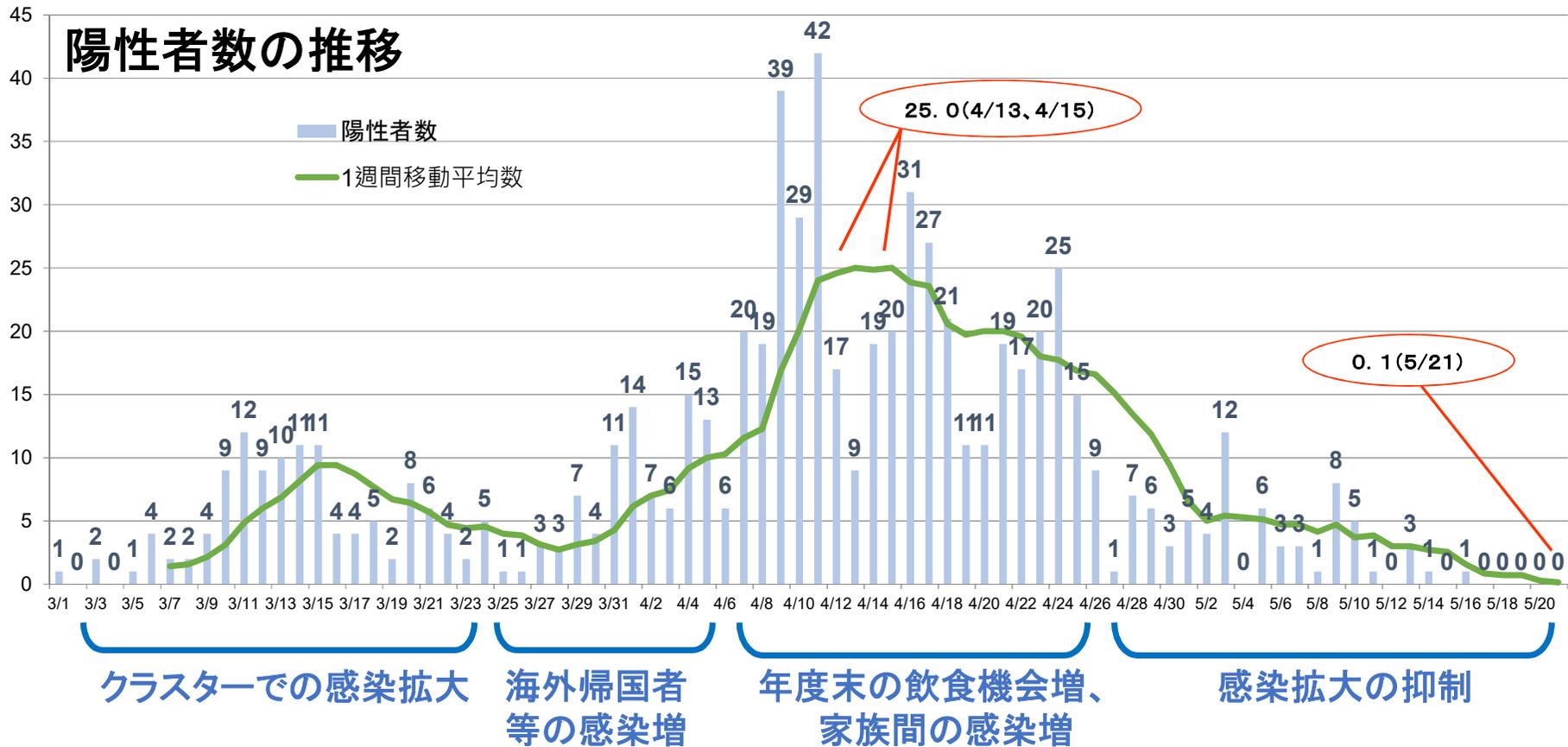
5月21日に兵庫県に対する緊急事態宣言は解除されましたが、依然、予断を許さない状況です。厳しい行動抑制をお願いした大型連休明けの状況を今しばらく見極める必要があります。

県としては、感染の第二波に備え、県民の皆さんの安全と安心を守るため、さらなる体制強化に取り組んでいきます。

県民の皆さんには、大変なご苦勞をおかけしていますが、感染拡大の防止と社会経済活動を両立し、誰もが安心して暮らせる日常を取り戻すため、引き続き、ご協力をお願いします。

1 兵庫県内の感染状況

- 3月1日に県内初の感染者が発生、当初は介護施設、医療機関などのクラスターで感染が拡大
- 年度末の飲食機会の増加による感染、家族間の感染の増加などにより、4月11日に県内の1日あたり感染者数が最多となる42人に(1週間移動平均による県内ピークは4月13日、4月15日の25.0)
- 4月末以降、新規感染者数は減少し、5月21日現在、感染拡大を抑制できている状況(1週間移動平均0.1)



2 医療提供体制の状況

4月中旬に県内の新規感染がピークに達したが、十分な入院病床を確保。また、患者の重症化予防と家族への感染拡大を防ぐため、入院後の軽症者等の宿泊療養を徹底し、入院できずに自宅療養となる感染者ゼロを堅持。

CCC-hyogo(入院コーディネーターセンター)をいち早く設置

- CCC-hyogoをいち早く設置(3月19日)し、感染者の症状に応じて保健所圏域を越えた入院調整を実施

- ▶ 4月中旬の感染者急増期に病床数が一時的に逼迫するが、円滑な入院調整により**現在まで自宅療養者ゼロを堅持**

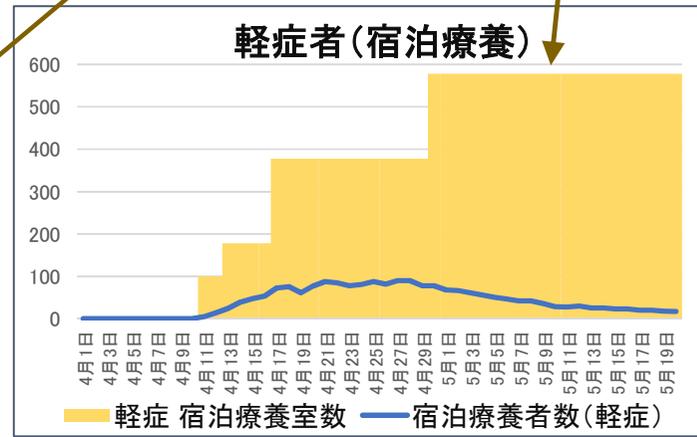
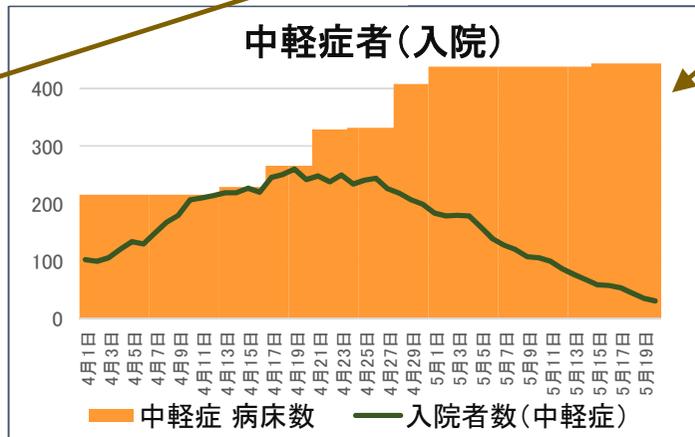
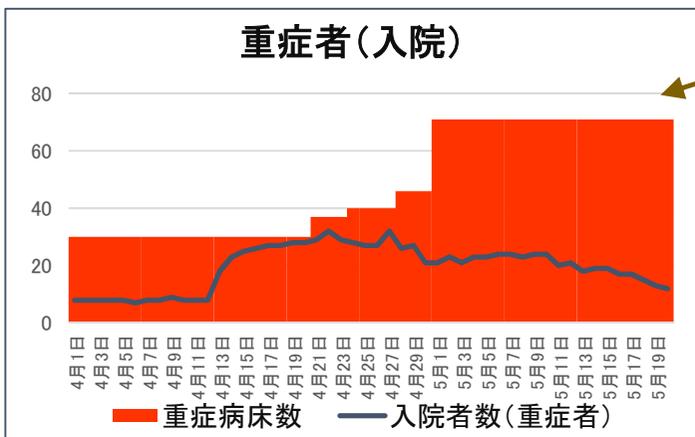
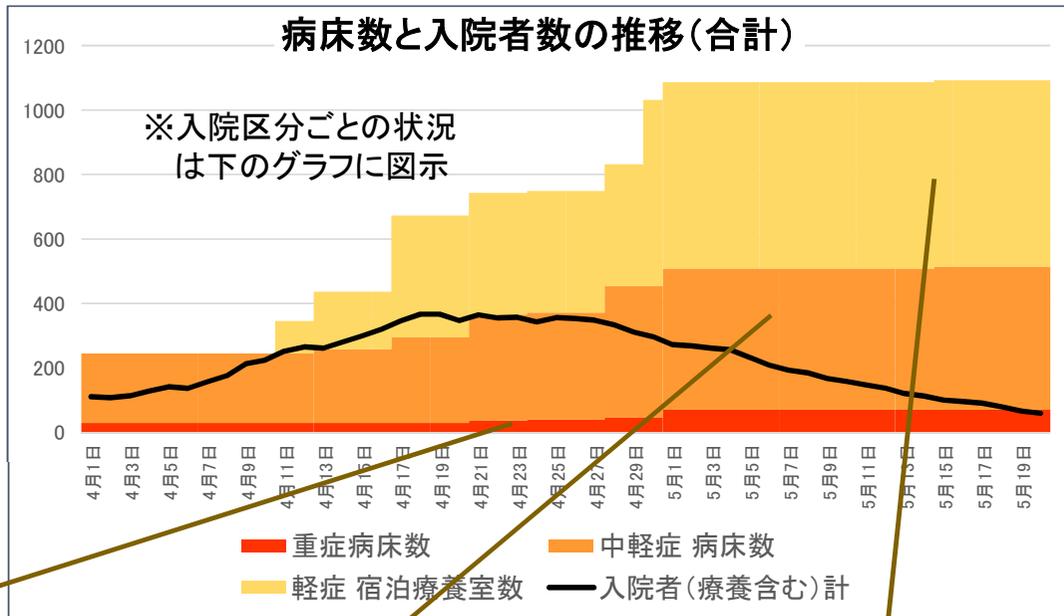
〔全国的な感染ピーク時の自宅療養者〕

東京都635人、埼玉県354人、大阪府332人など(4/28時点)

※特定警戒都道府県で自宅療養者ゼロは北海道、石川県、兵庫県のみ

病床等の拡充

- 感染者病床数を順次拡大し、重症、中軽症とも**これまで以上の感染者発生に耐える病床数を確保(515床)**
- 4月11日以降、軽症者等の**宿泊療養施設を順次拡大(578室)**



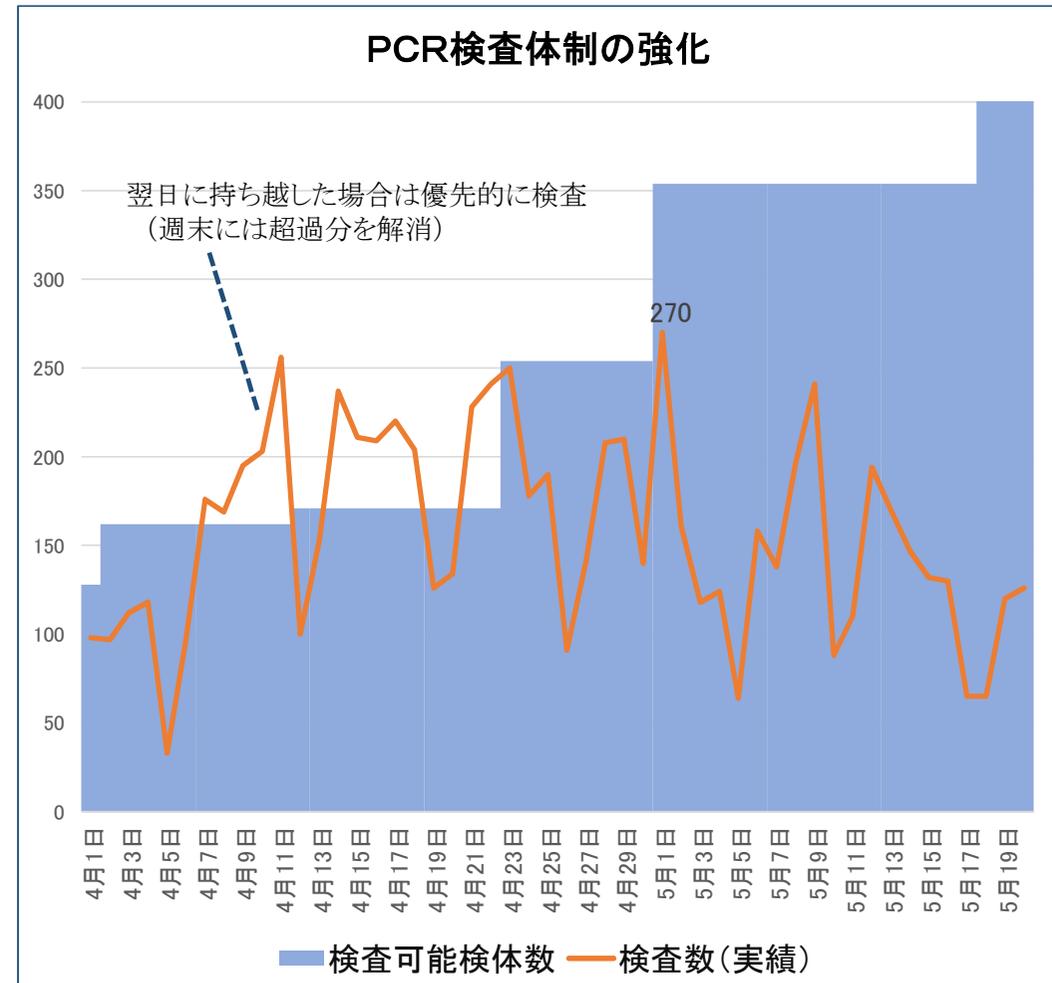
3 PCR検査体制の状況

➤ 4月までは、1日の検査受付数が、検査可能検体数を上回る状況も発生

- ▶ 検査を翌日に持ち越さざるをえなかった場合は、翌日、優先的に検査を行い、**検査待ちの時間を極力、短縮**

➤ 5月以降、検査体制を強化し、これまでで最も多い検査数(270件)にも十分対応できる能力(404件)を確保

- ▶ **検査待ちを解消**



4 医療物資の確保状況（県内医療機関）

- 医療機関別の医療物資の在庫を県で把握し、不足している医療機関には県から物資を配布することで、不足を解消

物資	確保状況
サージカルマスク	8月上旬まで
N95マスク	8月上旬まで
防護服・ガウン	6月中旬まで
フェイスシールド	7月上旬まで

5月20日薬務課調べ

5 緊急事態措置の見直し・再要請基準（1）

- 感染者は減少しているものの、感染の第二波のおそれもあり、依然、予断を許さない状況
- 新型コロナウイルスと共存し、医療崩壊を防ぎながら、社会経済活動を再開していくため、自粛要請等の見直し・再要請基準を設定

基準	項目	内容	基準	考え方
見直し基準 ①と②を7日間連続で達成	感染状況	①新規陽性者数（1週間平均）	<u>5人以下</u>	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大前の3月の平均新規陽性者数（5.6人）を下回る
	医療体制	②重症病床（71床）の空床数	<u>40床以上</u>	<ul style="list-style-type: none"> これまでで最も病床使用数が多かったとき（4月22日、32床）を上回る空床を確保（$71 - 32 = 39$床） 1日あたり新規陽性者数34人（これまでの上位5日間の平均）が2週間続いた場合の重症者数に対応可能（$34人 \times 14日 \times 8\% \div 38人$）
再要請基準 但しPCR検査数、近隣府県の状況等を勘案	感染状況	③新規陽性者数（1週間平均）	<u>10人以上</u>	<ul style="list-style-type: none"> 初めて10人を超えた4月5日から1週間後にピーク（4/12～4/15）を迎えたため、10人を超えると警戒が必要

5 緊急事態措置の見直し・再要請基準（2）

達成状況

区分	自粛等の 見直し基準	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21
新規陽性者数(人) (1週間平均)	5人以下	2.6	1.6	0.9	0.7	0.7	0.3	0.1
重症病床の空床数 (床)	40床以上	52	54	54	56	58	59	59
評価		○	○	○	○	○	○	○

【参考】国の緊急事態宣言解除の目安の1つ(過去1週間の新規感染者数の人口10万人当たり人数)

週間人数 (人口10万人当たり)	0.5人未満	0.35	0.33	0.20	0.11	0.09	0.04	0.02
評価		○	○	○	○	○	○	○

6 緊急事態措置の見直し

- 見直し基準を達成した5月16日に緊急事態措置の見直し(第1弾)を実施
- 緊急事態宣言の解除を受け、5月23日以降さらなる見直しを決定

京阪神は同一交流圈のため、
府県が連携して同時、同範囲で実施

	現行(5月16日以降)	見直し(5月23日以降)
外出自粛	「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」	<p>不要不急の外出自粛を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 不要不急の帰省や旅行等、特定警戒都道府県や府県をまたぐ移動自粛 ➤ 夜の繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケなどの利用自粛
イベント	主催者に自粛を要請	<p>全国的大規模な催物は中止または延期を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 屋内:100人以下かつ定員の半分以下 ➤ 屋外:200人以下かつ人との距離を十分に確保
施設使用制限	5月23日以降も休業要請を継続	<p>①クラスター発生施設 . . . 接待を伴う飲食店、バー、カラオケボックス、ライブハウス、スポーツジム</p> <p>②その類似施設 . . . ダンスホール、ダーツバー、パブ、性風俗店</p>
	5月23日以降、新たに解除	<p>休業要請を解除</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ガイドラインに基づく適切な感染防止の徹底を要請 <p>○遊興施設(クラスター発生施設除く) ○運動・遊技施設(") ○集会・展示施設 ○飲食店(営業時間短縮)</p>
学校		6月から臨時休業を解除(14日までは分散登校)
出勤制限	「出勤者数の7割削減」	在宅勤務やテレビ会議、時差出勤等の推進

7 感染拡大を見据えた今後の対応（1）

- 感染者の減少等により緊急事態宣言が解除されたとはいえ、依然、予断を許さない状況
- 第二波など感染拡大を見据え、万全の医療・検査体制を不断に構築

（1）フェーズに応じた医療体制の構築

- 一般医療とのバランスも考慮し、特に重症患者の医療に支障が生じないように留意しながら見直し
- 感染者の動向等を注視し、体制強化が必要な場合には機動的に対応
（次フェーズの初期段階にも対応できる体制を構築）

	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期
目安 〔新規陽性患者数 （1週間平均）〕	10人未満	10人以上 （再要請基準）	20人以上	30人以上
病床数 （空床補償対象）	200床程度 うち重症40床程度	300床程度 うち重症50床程度	400床程度 うち重症70床程度	500床以上 うち重症90床以上
宿泊療養 室数 〔7月中旬まで 現行室数を維持〕	200室程度 （2施設）	200室程度 （2施設）	300室程度 （3施設）	500室程度 （4施設）

7 感染拡大を見据えた今後の対応（2）

（2）外来・検査体制の強化

- 県民の皆さんの不安解消を図り、第二波に備えるため、外来・検査体制を強化

外来医療体制

- 帰国者・接触者外来（56機関）をさらに増加
- 関係市町、医師会等と協力し、各圏域での診療と検査に対応した「**地域外来・検査センター**」を設置

検査体制

- PCR検査可能検体数を404件から**1,000件に拡充**
- **抗原検査を併用**し、重症化予防やクラスター対策等に効果的に対応

〔PCR検査体制〕

区分	現状	拡充	備考
衛生研究所等	280	500	・兵庫県 200 ・神戸市 142 ・尼崎市 48 ・明石市 60 ・姫路市 46
民間検査機関	80	360	
医療機関（自施設実施分）	44	140	
合計	404	1,000	